

平成29年度

大阪労働局の取組

(行政運営方針)

誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪

目標

- 1 働き方改革の推進
～誰もが活躍できる労働環境の整備・推進～
- 2 誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保
- 3 健康が確保され安全で安心な職場の実現

大阪労働局ホームページ

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

行政運営方針について(基本方針)

平成29年度大阪労働局は、地域における総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域や国民からの期待に真に応えるため、局各部、労働基準監督署及び公共職業安定所が一体となって機動的かつ確かな行政運営を行い、働き方改革を中心とした各種行政施策を推進します。

そのため、地方自治体、労使団体及び地域の関係者との意見交換の場を設けるなど、連携を一層強化しながら、地域に密着した行政運営を展開します。

また、行政運営の進捗状況を定期的に分析・検証し、「大阪地方労働審議会」「大阪働き方改革推進会議」等において、公労使の意見を把握し、行政運営に的確に反映するよう努め、計画的な行政運営を行います。

さらに、国民の労働行政に対する理解と信頼を高めるため、次の3つの基本事項に取り組みます。

○ 保有個人情報の厳正な管理を徹底します

「厚生労働省保有個人情報管理規程」に基づき、個人情報の厳正な管理を徹底します。

特に、マイナンバー(個人番号)及び特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)については、各行政機関が保有する極めて秘匿性の高い個人情報と連動することから、より厳正な管理を徹底します。

○ 行政サービスの向上を図ります

国民から信頼される行政を実現するために、職員の応接方法の改善や事務処理の迅速化等を不断に進め、利用者の立場に立った親切で分かりやすい窓口対応、事務処理の迅速化等行政サービスの一層の向上に努めます。

○ 積極的に広報を実施します

国民の労働行政に対する理解と信頼を高めるため、積極的な広報を行います。

また、広報を行うに当たっては、各種施策の内容に留まらず、政策目標や成果等を国民の目線に立った分かりやすい形で提供するよう努めます。

目次

1	働き方改革の推進	
	～誰もが活躍できる労働環境の整備・推進～	P1
2	誰もが活躍できる良質な雇用機会の確保	P10
3	健康が確保され安全で安心な職場の実現	P18
【付録】		
	大阪働き方改革推進会議による働き方改革ロードマップ	P30
	労働基準監督署の管轄及び位置図	P32
	労働基準監督署・相談コーナー所在地一覧	P33
	公共職業安定所(ハローワーク)の管轄及び位置図	P34
	公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関所在地一覧	P35
	大阪労働局庁舎位置図	P37

1

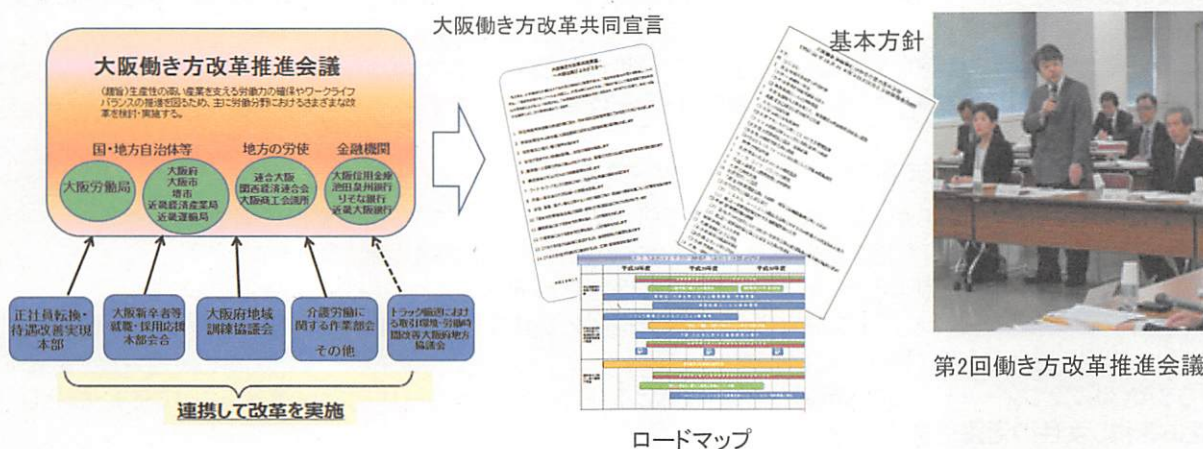
働き方改革の推進

～誰もが活躍できる労働環境の整備・推進～

1 大阪働き方改革推進会議

○ 働き方改革を推進します

- 大阪は、中小企業の割合が多く、働き方改革を進めることにより人材の確保の好循環や経済社会の好循環の恩恵を強く受ける地域です。
- 大阪においては、女性の就業率が全国と比較して低いことや20歳・30歳層の若者が東京圏に流出している状況です。また、非正規雇用労働問題、長時間労働など全国共通の課題が大阪においても重要課題となっています。
- 平成28年10月31日に第2回大阪働き方改革推進会議を開催し、14項目(次の①～⑭)にわたる大阪働き方改革にかかる今後の基本方針とロードマップ(P30～31)を策定し、その基本方針を踏まえた共同宣言を行いました。基本方針に基づき会議メンバーとも連携し働き方改革の推進に取り組みます。



① 非正規雇用労働者の待遇改善を推進します(参照ページP5、P9、P10、P11、P13)

- 同一労働同一賃金の実現に向けて、「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」等を活用し、非正規雇用労働者の賃金の引き上げを含めた待遇改善を推進します。
- キャリアアップ助成金の活用により非正規雇用労働者の賃金改善、正社員転換等を行う事業主を支援します。
- 「介護労働に関する作業部会」において、介護労働者の正社員の処遇のみならず非正規社員の処遇改善の在り方についても議論しその成果の公表に努めます。
- 平成30年4月から本格的適用が始まる有期労働契約の無期転換が円滑に進むよう、労働契約法第18条の「無期転換ルール」の周知啓発を徹底します。さらに、ルールの適用回避を目的としたルール適用直前の意図的な雇止めを防止するための啓発指導に努めます。

また、不本意非正規雇用労働者の減少のために以下の事項にも取り組みます。

- ハローワークにおいて、正社員の求人開拓や正社員就職に向けた担当者制による個別支援等を実施することで正社員就職を促進し、不本意非正規雇用割合の減少に努めます。
- 高校・大学生等に対して、正社員就職の重要性などの職業教育や労働者の権利及び働くルールなどの労働教育を積極的に展開していきます。
- 中小企業の魅力をPRできる企業説明会を開催するなど中小企業への若者の正社員就職を促進します。



無期転換ルール周知リーフレット

② 労働生産性向上等を通じた、超過勤務の削減等職場環境の整備をめざします(参照ページP4、P6、P18)

- ・ 月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して監督指導を実施します。
- ・ 違法で重大・悪質な過重労働事案については、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査を行うなど厳正に対処します。
- ・ 労働基準法違反が認められた背景に、下請法違反や独占禁止法違反に当たる行為が存在しているおそれのある事案を把握した場合は、「下請取引の適正化等に関する通報制度」を活用し、その取扱いに万全を期します。
- ・ 年次有給休暇が社内で制度化されていない企業等に指導を行うことや中小零細企業への浸透を図ることなどにより、より多くの人が年次有給休暇を取得できるよう環境を整備します。
- ・ 金融機関とも連携して、職場意識改善助成金の周知・利用勧奨に取り組めます。

「過労死等ゼロ」緊急対策



休日に無料の電話相談を実施しました

③ 高齢者及び障がい者の雇用を促進します(参照ページP12、P15)

- ・ 大阪府と大阪労働局が一体的に実施する「OSAKAしごとフィールド」を活用し、高齢者及び障がい者の就職支援を推進します。
- ・ 65歳超雇用推進助成金等を金融機関等を通じて、制度の普及を図ります。
- ・ 障がい者の雇用を促進するため、事業主指導のローラー作戦を実施します。

④ 女性の活躍促進を図ります(参照ページP7、P8、P9、P12)

- ・ 事業所内保育所設置の普及啓発を含めた、子育てをしながら働くことのできる環境整備に努めます。
- ・ 女性活躍加速化助成金の利用を通じ、女性が働きやすい職場環境整備の促進を図ります。
- ・ 高校、大学等への労働法制セミナーを実施するなど女性就業率向上のための職業教育を推進します。
- ・ 「くるみん」「プラチナくるみん」「えるぼし」について、より多くの企業が認定に向けて取り組むようメリットの周知を含め勧奨し、認定を受けた企業を積極的にPRします。
- ・ 「OSAKAしごとフィールド」「しごと情報ひろば」におけるハローワークとの一体的実施事業をさらに充実・強化し、相互に連携し女性の活躍促進を図ります。

事業所内保育施設や授乳コーナーなど「次世代育成支援に資する一定の資産」について行動計画に記載した上で導入し、くるみん認定、または、プラチナくるみん認定を受けると、その資産について割増償却を行うことができます。



<1段階目>

<2段階目>

<3段階目>



各府省等が総合評価落札方式又は企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、えるぼし認定企業、くるみん認定企業などが加点評価の対象になります。

！くるみんマーク・プラチナくるみんマークとは

従業員の仕事と子育ての両立を図るための取組を行い、一定の基準を満たした企業は、次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、プラチナくるみん認定を受けることができます。

！えるぼしマークとは

女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良で、一定の基準を満たした企業は、女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定(えるぼし認定)を受けることができます。

認定は、評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

⑤ 若者の活躍促進を図ります(参照ページP4、P13)

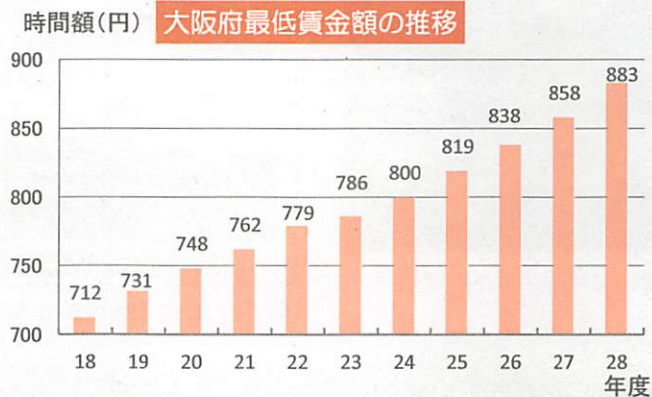
- ・ 若者が安心して働けるようにするため、認定一般事業主に準じた優良な企業の取扱いの検討を行います。
- ・ わかものハローワーク、新卒応援ハローワークでの職業相談・職業指導を効果的に推進します。
- ・ 若者保護の充実の観点から「就労型インターンシップ」事業を有志の企業とモデル的に実施します。

⑥ 最低賃金の引き上げのための環境整備を図ります(参照ページP20)

- ・ 最低賃金の周知と履行確保を図ります。
- ・ 中小企業等への支援事業の活用促進を図ります。



大阪地方最低賃金審議会
会長から局長への答申

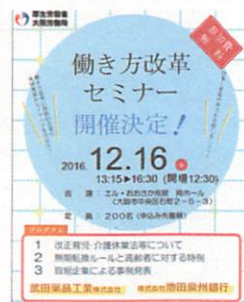


⑦ ワーク・ライフ・バランスを推進します(参照ページP2、P6)

- ・ 各業界ごとのトップリーダー企業への働きかけを強めるとともに、良い取組を行っている企業の実例を広く収集し、「働き方改革セミナー」等で発表することにより、社会的な気運の醸成を図ります。
- ・ 年次有給休暇の取得促進を図る取組として、連続した休暇を取得しやすいゴールデンウィーク及び夏季、年末年始のほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を行います。



局幹部による企業訪問



働き方改革セミナーを開催



年次有給休暇取得促進期間
周知リーフレット

⑧ 外国人留学生の就職を促進します(参照ページP16)

- ・ 近畿ブロック労働局が中心となり、関係機関の協力を得て、大規模な外国人留学生向けの企業説明会を5月に開催します。
- ・ 外国人留学生向け「就労型インターンシップ」事業について効果的な実施に向けて検討を進めていきます。
- ・ 外国人留学生が国内企業に就職を希望してもらえるよう、労働局幹部の企業訪問やハローワークの事業所訪問時における雇用管理指導を通じて長時間労働の削減などの国内企業の働き方改革について推進に努めます。

⑨ 人材の育成支援に取り組めます(参照ページP17)

- ・ 「大阪府地域職業訓練実施計画(総合計画)」に基づき、大阪府をはじめ関係機関と連携し、女性と若者の活躍推進や人材不足分野の人材確保等に向けた人材の育成支援に取り組めます。

⑩ 金融機関との連携を図ります

- 金融機関の融資担当者等を対象に、厚生労働省の助成金制度等の勉強会を開催します。
- 広報紙への掲載やリーフレット、ポスターの掲示、店舗モニターでの掲示など金融機関を通じた広報を実施します。
- 金融機関の支店とハローワーク、労働基準監督署が連携して働き方改革の取組を実施します。
- 連携金融機関を拡大し、国の施策の浸透を図ります。



金融機関融資担当者への勉強会



認定企業・助成金受給企業への融資優遇制度

金融機関との協定式



金融機関を通じた広報

⑪ 「働き方改革推進企業」の顕彰・動機づけ制度創設に向けた検討を行います(参照ページP2、P7、P8、P13)

- 認定一般事業主に対する公共調達における評価の仕組み導入等について、府内地方公共団体にに対し、説明会を実施します。
- 認定一般事業主等を対象とした合同就職面接会を開催します。
- 金融機関が認定一般事業主等に対して資金調達面での助言などの支援を検討するように働きかけます。
- 認定一般事業主等に準じた優良な企業の取扱いの検討を行います。

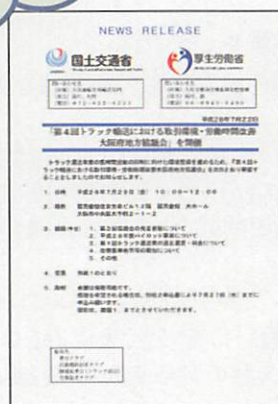
⑫ 運輸事業における働き方改革を進め、人材確保を目指します(参照ページP2、P6)

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」及びパイロット事業を通じて、自動車運転者の労働条件の確保改善を図ります。
- 労働基準法違反の背景に下請法違反や独占禁止法違反に当たる行為が存在しているおそれのある事案を把握した場合は、「下請取引の適正化等に関する通報制度」を活用しその取扱いに万全を期します。
- バス事業における運転者の労働条件の確保改善や人材確保等を図るため、バス事業者や旅行業界関係者を対象としたセミナーを開催します。

運輸行政と労働行政が連携して取り組んでいます。



改善基準と荷主勧告制度のリーフレット



協議会の報道発表資料



トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会



貸切バス事業者への運行管理・労務管理講習会

⑬ 介護事業における賃金ラダー、キャリアラダー(体系的な賃金上昇・キャリア形成)確立のための取組を行います(参照ページP1、P10)

- ・ 介護分野における人材確保・職場定着等に資する具体的な介護現場の取組方策、特に将来展望を抱きやすい賃金ラダー、キャリアラダーの確立等に向けた作業部会を開催します。

〔構成メンバー〕

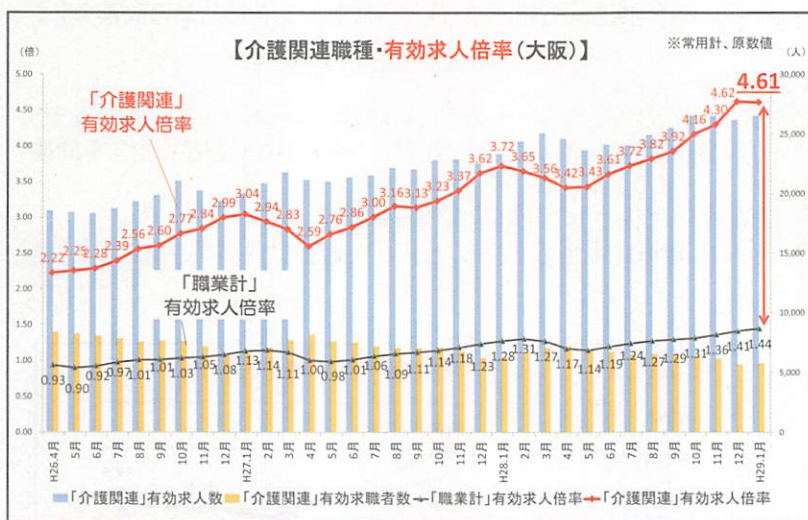
特別養護老人ホームの経営者の有志(社会福祉法人)、介護労働者団体、介護労働に関するアドバイザー等

〔意見交換・討議内容〕

- ・ 賃金ラダー、キャリアラダーの確立及び改善に向けたそれぞれの法人における取組や今後の目標について
- ・ 非正規労働者の処遇改善について
- ・ 介護ロボット等の開発促進に向けた支援の可能性について 等

〔検討期間及び今後の取組等〕

平成29年6月(予定)までの成果について公表を行い、その後府内の各事業所への普及に努める。



「介護関連職種」の有効求人倍率は「職業計」よりも高倍率で推移しており、**28年10月には4倍台に達し、1月には4.61倍**となっている。



第2回介護労働に関する作業部会

【部会開催実績】

第1回 平成28年12月9日(金)

第2回 平成29年1月23日(月)

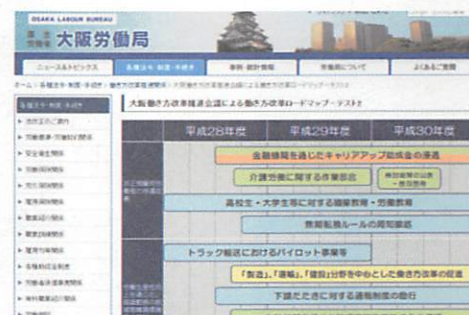
※以降1~2か月ごとに開催(予定)

⑭ これらの取組が効果的に展開するよう、広報・啓発活動を進めます

- ・ 大阪労働局のホームページにおいて、大阪会議メンバーの働き方改革の取組の情報を集約し、広報・啓発活動を進めます。



働き方改革にかかるHP



ロードマップの進捗状況を掲載

2 過重労働解消に向けた取組

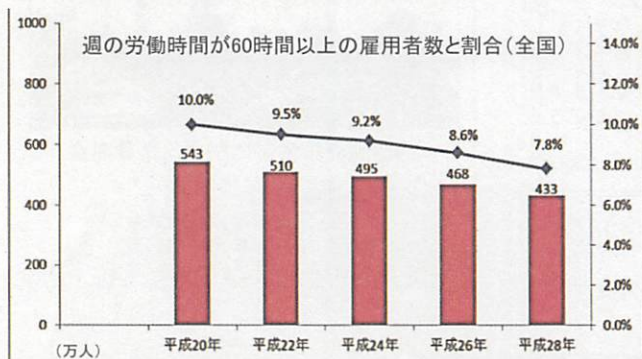
- 過重労働解消に向けた取組・過労死等防止対策を推進します
 - ・ 月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して監督指導を実施します。
 - ・ 違法で重大・悪質な過重労働事案については、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査を行うなど厳正に対処します。
 - ・ 強化された企業名公表制度を活用して、効果的な監督指導を実施します。
 - ・ 11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。
 - ・ 労働基準法違反が認められた背景に、下請法違反や独占禁止法違反に当たる行為が存在しているおそれのある事案を把握した場合は、「下請取引の適正化に関する通報制度」を活用し、その取扱いに万全を期します。

3 ワーク・ライフ・バランスの実現

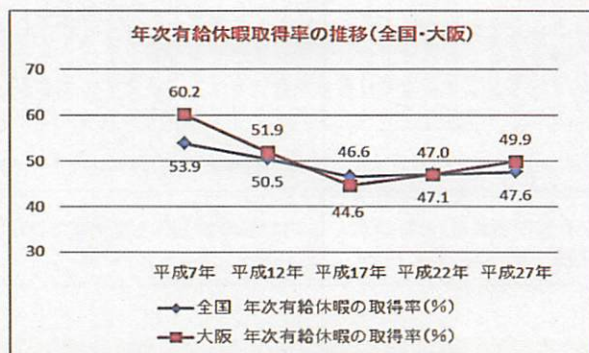
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しを推進します

政府目標として掲げられている「年次有給休暇取得率70%以上」及び「労働時間過60時間以上の雇用者の割合を5%以下」を2020年までに達成するために、また、月80時間を超える時間外・休日労働など長時間労働の改善をすすめるため以下の内容に取り組みます。

 - ・ 「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行います。
 - ・ 「働き方・休み方改善コンサルタント」による労働時間等の設定改善のための助言・指導、ワークショップを実施します。
 - ・ 働き方・休み方の現状を労使が自主的に評価できる「働き方・休み方改善指標」の普及、中小企業に対する助成金の活用等を推進します。
 - ・ フレキシブルワークな働き方である在宅労働等の「テレワーク」の周知・啓発を行います。
 - ・ 勤務終了後、一定時間以上の「休息期間」を設け、健康的な生活を送ることができ、過重労働時間を防止する「勤務間インターバル」の周知・啓発を行います。



資料出所:総務省「労働力調査」



資料出所:「就労条件総合調査、大阪府労働関係調査」

「ワークショップ」とは
参加者が取組事例を研究・発表し、問題解決の方法について班別討議に参加する等の研修のことです。



ワークショップの様子

新しい働き方、テレワークを広げよう

働き方改革では、企業と労働者の両立やワーク・ライフ・バランスの向上が目的として、ワーク・ライフ・バランスの向上と働き方改革が推進されています。テレワークは働き方改革の重要な施策の一つとして、企業と労働者の両立やワーク・ライフ・バランスの向上に貢献しています。

テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用して、時間や場所を有効に活用できる働き方です。

※「テレワーク」は「Tele（遠く）+ Work（働く）」の略称です。テレワークは働く場所によって、在宅勤務（自宅）、移動勤務（出張先）、出張勤務（出張先）などがあります。

テレワークを活用することで、企業は業務効率の向上やコストの削減、労働者はワーク・ライフ・バランスの向上や通勤時間の削減など、双方のメリットが期待できます。

○テレワークに関する情報は、下記のサイトに詳しくご紹介します。
一般社団法人 日本テレワーク協会 <http://www.japan-telework.org/>

ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる
柔軟な働き方、テレワークを広げよう

厚生労働省

勤務間インターバル

ワーク・ライフ・バランスの向上のために

「勤務間インターバル」は、勤務終了後、一定時間以上の休息期間を設けることで、働く方々の生活リズムや健康状態を改善するための施策です。これにより、健康的な生活を送ることができ、過重労働時間を防止することができます。

勤務間インターバルを導入することで、働く方々の生活リズムや健康状態を改善し、ワーク・ライフ・バランスを向上させることができます。

勤務間インターバルを導入し、働く方々の生活リズムや健康状態を改善しましょう。

厚生労働省

- 医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を推進します
 - ・ 医療機関が行う労務管理改善のための自主的な取組への支援を推進します。

4 女性の活躍推進と男女の均等な機会及び待遇の確保対策

○ 女性活躍推進法の実効性を確保します

- 女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務付けられている301人以上の企業については、助言・指導等を行い、法の実効性を確保します。
300人以下の中小企業については、女性活躍加速化助成金の活用等により、一般事業主行動計画策定等の勧奨を行い、女性が働きやすい環境整備の促進を図ります。
- より多くの企業が認定に向けて取り組むよう、公共調達における優遇措置などのメリットの周知を行います。
認定事業主等を対象とした合同就職説明会の開催や、認定通知書交付式などを行い、認定を受けた企業を積極的にPRします。
- 事業所内保育所設置の普及啓発を含めた、子育てをしながら働くことのできる環境整備に努めます。

女性活躍推進法の認定マーク「えるぼし」

<1段階目>

<2段階目>

<3段階目>



えるぼし認定通知書交付式

○ 男女雇用機会均等法の履行を確保します

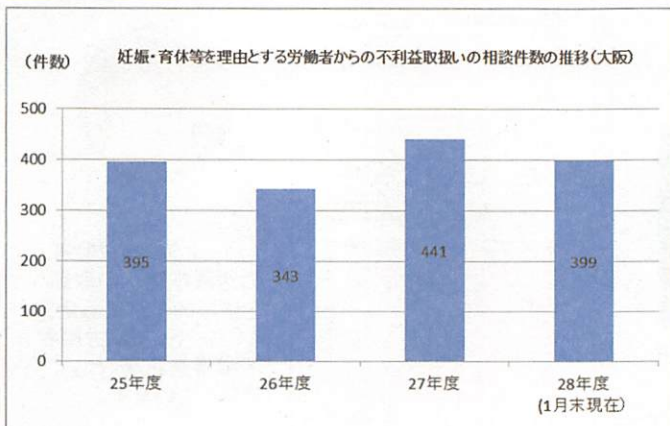
- 労働者が性別により差別されことなく、また働く女性が母性を尊重されつつ職業生活を営むことができるよう、事業主への指導、法律に関する相談、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
特に、妊娠・出産等による不利益取扱いに関する相談件数は引き続き高い水準にあることから、事業主に対し、積極的な是正指導と法律の周知・徹底を図ります。
- 女性の活躍推進については、ポジティブ・アクションが正しく理解され、企業における積極的な取組が図られることが重要であることから、事例収集を強化し、積極的に発信するとともに、事業主に対する支援を行います。



働き方改革セミナーにおいて女性活躍に係る企業からの事例発表を行いました。

○ 職場における妊娠・出産等に関するハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策を推進します

- 平成29年1月1日から施行された、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止する措置及びセクシュアルハラスメント防止対策を事業主が講じるよう、事業主への積極的な是正指導、周知・徹底を図ります。



○ 女性の活躍推進を図ります

- 「OSAKAしごとフィールド」「しごと情報ひろば」等の一体的実施事業を充実・強化し、ハローワークと相互に連携して、女性の就職を支援します。
- マザーズハローワーク等を中心に、子育て女性等を対象として、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施します。

5 職業生活と家庭生活の両立支援対策

○ 育児・介護休業法の確実な履行を図ります

- ・ 育児・介護休業法が改正され、平成29年1月1日に施行されたことを受け、改正法の周知・徹底と履行確保を図ります。
また、事業主への指導、法律に関する相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
- ・ 介護を行う労働者が、介護休業・休暇制度を活用し就業を継続できるよう、関係機関と連携して制度の周知を進めます。

○ 次世代育成支援対策を推進します

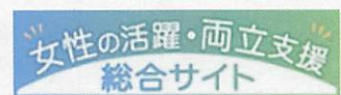
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、指導を行うとともに、くるみん認定、プラチナくるみん認定の取得促進と認定マークの認知度の向上を図ります。



プラチナくるみんマーク



くるみんマーク



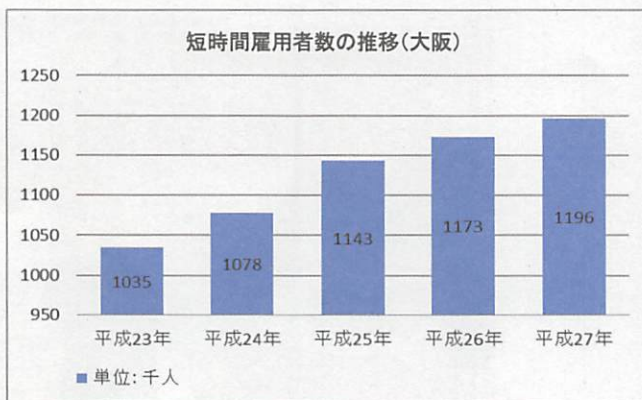
企業における、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援に関する情報を提供しています。

くくるみん認定企業等女性・男性ともに活躍している企業を対象とした企業説明会リーフレット

6 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策

○ パートタイム労働法の確実な履行を図ります

- ・ パートタイム労働者の働き・貢献に応じた待遇が確保され、一人ひとりの納得性の向上が図られるよう、事業主への指導やアドバイス、法律に関する相談への対応、パートタイム労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。



資料出所: 大阪府「労働力調査地方集計結果」



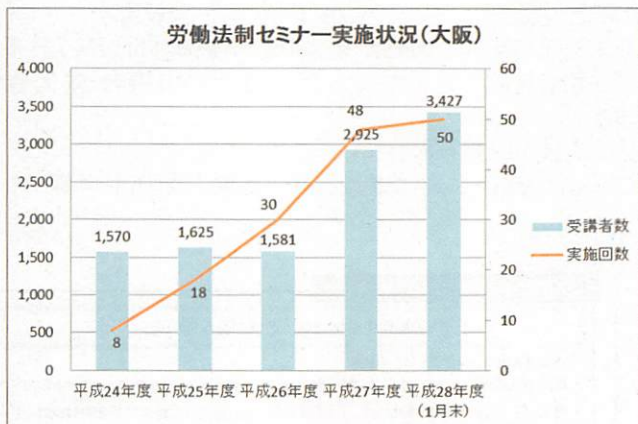
パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰しています。

7 労働法制の普及等に関する取組について

○ これから社会に出て働く学生を対象に、労働法制の周知等を図ります

- これから社会に出て働く若者に対し、労働法制の基礎知識の周知を図ることは、労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するとともに、若者が将来、管理職や人事担当者になった際に、労働条件の改善等について考える上で重要です。

このため、大阪労働局では、管内の大学、高校等から依頼があった場合、幹部自らが出向き、労働法制セミナーや講義を実施します。



《受講者の声》

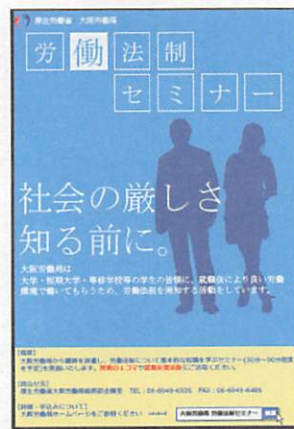
- これから仕事は一生していかなければならないため勉強になったし、これからどの会社に勤めるか決めていくのに役立った。
- アルバイトをしているが労働法に関してちゃんと知らなかったのが、非常に勉強になった。
- そろそろ就職活動を始める私にとって、とてもよい学びになった。
- 自分達が働くうえで問題が起きた時に相談できる機関について知ることができた。



労働法制セミナーの様子



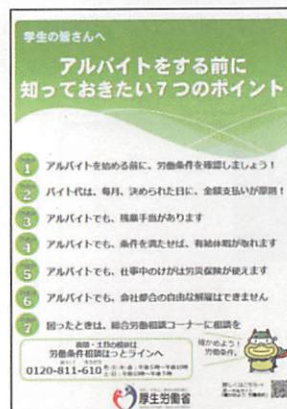
労働法制セミナー周知リーフレット



○ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を実施します

- 4月から7月の「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン期間中には、労働法制セミナーの開催等に併せて大学等での出張相談を実施します。

また、総合労働相談コーナーへ若者相談コーナーを設置するなど、学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組を行います。



学生向け周知リーフレット

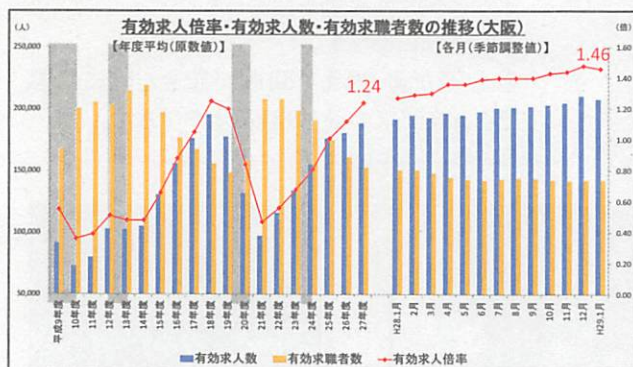
誰もが活躍できる 良質な雇用機会の確保

1 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

○ 求職者からのニーズの高い求人確保を行うなど、能動的なマッチングの推進を図ります

有効求人倍率が平成以降の最高を更新(平成28年12月)、有効求人数が過去(昭和38年1月以降)最多を更新し続ける(平成29年1月現在)など、雇用失業情勢が引き続き改善傾向にある中、個々の求職者・求人者の就職・充足ニーズに応えるため積極的な取組を実施します。

- ・ 求職者・求人者の担当者制等能動的なマッチングに向けた取組を実施します。
- ・ 正社員求人や有効求人倍率が低い等求職者のニーズの高い求人に重点を置いた求人開拓や早期マッチングに取り組めます。



大阪労働市場ニュース(平成29年1月分)

「現下の雇用失業情勢は、改善が進んでいる。」

○有効求人倍率(季節調整値)の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.46倍** 前月より0.01ポイント低下(28か月ぶりの低下)
- ・有効求人数(季節調整値) **207,891人** 前月より0.2%増加(10か月連続の増加)
- ・有効求職者数(季節調整値) **142,582人** 前月より0.7%増加(6か月ぶりの増加)

有効求人数は前月より0.2%増加し、過去(昭和38年1月以降)最多を8か月連続で更新中。減少傾向が続いていた有効求職者数が、6か月ぶりに増加したことにより、有効求人倍率が低下。

○正社員の状況

- ・正社員有効求人倍率(原数値) **1.05倍** 前年同月より0.11ポイント上昇(90か月連続の上昇)
- ・正社員新規求人数(原数値) **36,009人** 前年同月より2.1%減少(7か月ぶりの減少)

正社員有効求人倍率は前年同月より0.11ポイント上昇し、前月に引き続き1倍超となった。

○ 人材不足分野などにおける人材確保と雇用管理改善を推進します

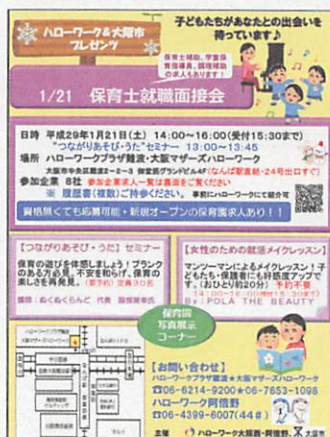
福祉分野(介護・看護・保育分野)や建設分野等においては慢性的な人材不足の状態が続いています。

ハローワークでは、職業相談の過程において、これらの分野の仕事のやりがい等を説明し、実技体験を伴うセミナーや見学会等を実施することで人材不足解消に向けて取り組みます。

- ・ 福祉分野について、関係機関と連携を図り、当該分野への就業を希望する求職者に対する様々な就職支援サービス及び当該分野の求人者に対する充足支援サービスを提供します。
- ・ 建設分野について、関係機関と連携を図り、業界についての知識を得る機会の提供や未紹介・未充足求人へのフォローアップのための管理選考等を実施します。
- ・ 介護分野における人材確保・職場定着等に資する具体的な介護現場の取組方策、特に将来展望を抱きやすい賃金ラダー、キャリアラダーの確立等に向けた作業部会を開催します。



介護就職デいのリーフレット



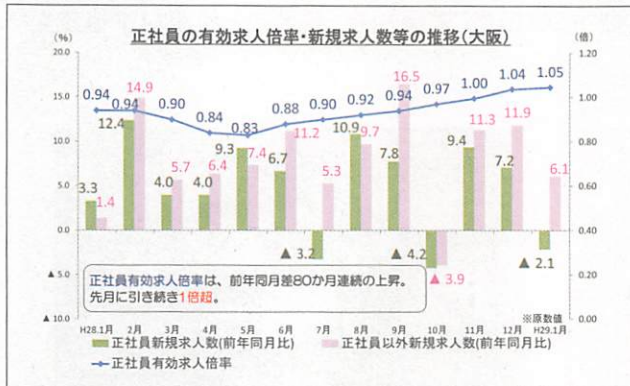
保育士就職面接会、同日セミナー「つながりあそび・うた」セミナーの様子

2 正社員希望者に対する就職支援

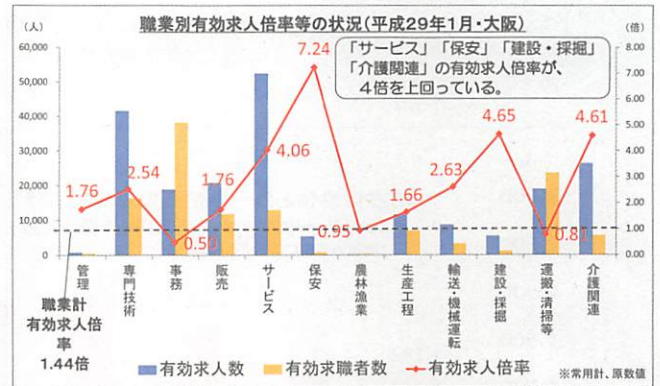
○ 正社員求人の確保や正社員転換・待遇改善に向けた取組を実施します

雇用失業情勢は改善がすすんでおり、平成28年12月には正社員の有効求人倍率が統計開始(平成16年11月)以来初の1倍を超えましたが、正社員希望者に対する魅力ある正社員求人の確保やよりよいマッチングに向けたきめ細やかな就職支援については、依然として重大な課題です。

- ・ 求職者のニーズの高い(有効求人倍率の低い)職業を中心に、事業主に対する正社員求人提出勧奨を行います。
- ・ 正社員求人の充足に向けたミニ面接会や管理選考を実施します。
- ・ 事業主に対して、より良い人材確保のための求人条件の見直しや、魅力ある職場づくりに向けた助言等を行います。



正社員の有効求人倍率(原数値)1.05倍(平成29年1月現在)
有効求人倍率(全体)(季節調整値)1.46倍(平成29年1月現在)
⇒ 正社員求人の積極的な確保が重要



職業別の有効求人倍率は、0.50~7.24倍と開きが大きくなっている(平成29年1月現在)。
⇒ 求職者ニーズの高い職業の求人確保が重要

○ 正社員希望者に対する就職支援を強化します

- ・ 正社員希望者に対する担当者制による個別支援を実施します。
- ・ 正社員就職関連イベントとして、正社員求人を中心とした就職面接会等を積極的に実施します。
- ・ 応募書類作成セミナー、面接対策セミナー、その他にも求職者ニーズに応じた各種就職支援セミナーを実施します。



3 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

○ 地方自治体の雇用施策に連携・協力するなど、国と地方自治体との連携基盤を一層強化します

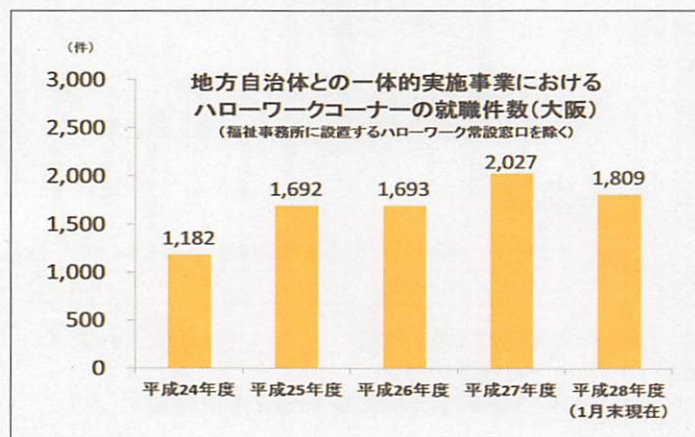
雇用対策をはじめとする労働施策を地域において効果的に実施していくためには、多岐にわたる地域のニーズを、地域の視点に立って的確に把握するとともに、地方自治体が実施する産業施策、福祉施策、雇用施策、教育施策等との緊密な連携を図ることが重要です。

そのために国と地方自治体がそれぞれの強みを発揮し、一体となって雇用対策を進めることで住民サービスの更なる強化を図ります。

- ・ 国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進します(平成29年3月31日現在、7か所(大阪府、大阪市(3か所)、堺市、**寝屋川市**、**柏原市**)で実施)。

※朱書きは、平成28年度に開設。

- ・ 国と地方自治体一体となって総合的に雇用対策に取り組むため、雇用対策協定締結の取組を推進します(平成29年3月31日現在、大阪府、堺市、東大阪市、高槻市、**吹田市**、**寝屋川市**、**柏原市**と雇用対策協定を締結)。※朱書きは、平成28年度に協定締結。



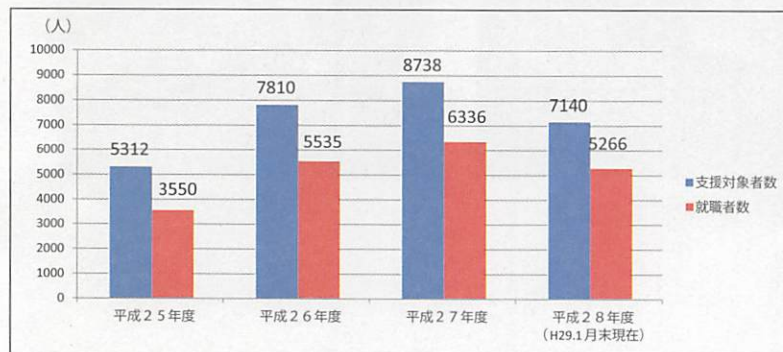
「寝屋川市と大阪労働局との雇用対策協定」締結式

○ 生活保護受給者は受給者数・受給世帯数ともに依然高い水準で推移している中で、生活保護受給者をはじめとした生活困窮者に対して就労による自立を促進する必要があります

このため、福祉事務所へ設置するハローワーク常設窓口を増設する等、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援の充実を図ります

- ・ 平成29年3月31日現在19か所で実施(大阪市(10区)、東大阪市、堺市(2区)、岸和田市、豊中市、枚方市、**寝屋川市**、高槻市、守口市)。
- ・ 平成29年度においても2か所増設予定。

生活保護受給者等就労自立促進事業実施状況(大阪)



ハローワークと地方自治体が
一体となった就労支援施設

4 若者の雇用対策の推進

○ 新卒者・既卒者の正社員就職の実現に対する就職支援を強化します

近畿の大学卒業予定者の就職内定率(平成28年12月1日現在)は、87.0%(昨年同期比5.6P増)となり、大阪の高校卒業予定者の就職内定率(平成28年12月末日現在)は、87.5%(昨年同期比0.2P増)と就職率が改善傾向にある中、正社員就職の実現・早期離職防止等のため、大阪新卒応援ハローワーク及び府内各ハローワークにおいて新卒者・既卒者の就職支援を強化します。

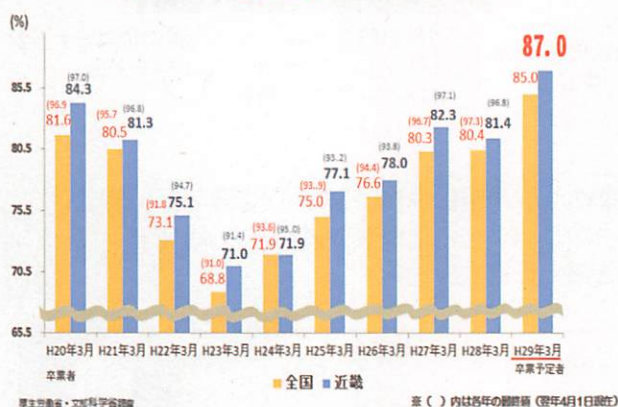
- ・ 若者雇用促進法による適職選択の促進 ⇒ 青少年職場情報の提供、一定の労働関係法令違反の求人不受理、労働法制の普及、ユースエール認定制度・若者応援宣言事業の推進等を実施します。
- ・ 学卒ジョブサポーター等による大学・高校等への訪問・出張相談、就職支援セミナー等を実施します。
- ・ 雇用管理が優良である企業を中心に「就労型インターンシップ」事業を有志の企業とモデル的に実施します。

○ フリーター等の正社員化を推進します

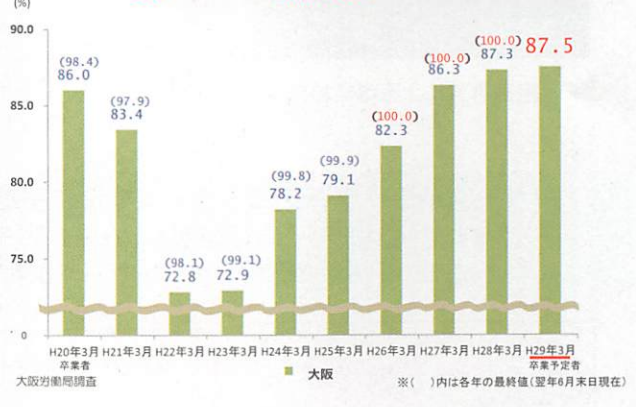
正社員での就職を目指している若者で、不安定就労期間が長期の方や安定就労の経験が少ない方に対して、大阪わかものハローワーク、あべの・わかものハローワークの2か所の支援拠点と府内各ハローワークのわかもの支援窓口等を通じてフリーター等の正社員就職に向けた支援を推進します。

- ・ 就職支援ナビゲーター等による職業相談、個別支援の実施、就職支援セミナー、面接会等を実施します。
- ・ 「トライアル雇用奨励金」の活用を促し、フリーター・ニート等の正社員就職を促進します。
- ・ ハローワーク等を利用し、就職が決定した者等を中心とした職場定着支援を実施します。
- ・ ニート等へ職業的自立支援及び就職後の職場定着支援を行う「地域若者サポートステーション事業」について周知を行い、引き続きハローワークと支援施設との連携による支援を行います。

【大学卒業予定者の就職内定率(近畿・各年12月1日現在)】



【高校卒業予定者の就職内定率(大阪・各年12月末日現在)】



新規高卒予定者対象
合同求人説明会



新規大卒等・若者対象
合同就職面接会



若者の採用・育成に積極的に雇用管理の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度に基づき、大阪で6社「ユースエール認定企業」として認定しました。(平成29年1月末現在)

引き続き制度の周知を図り、若者の適職選択を促進するとともに、企業が求める人材の円滑な採用を支援します。

5 女性に対する雇用対策の推進

○ 女性のライフステージに対応した活躍を支援します

ハローワークでは、女性の様々なライフステージに対応した職業生活における活躍を応援するため、きめ細やかな再就職支援を実施します。

- ・ 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワーク及び府内8か所に設置しているマザーズコーナーを中心に、子育て女性等に対して、個々の状況に応じた就職実現プランを策定し、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施します。
- ・ 女性の活躍を応援する各種就職支援セミナー、業界別研究会や女性専門家(弁護士、社会保険労務士及び臨床心理士等)による相談を実施します。
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人の開拓(ハローマザー企業、両立支援求人等)及び収集した求人情報の積極的な周知を図ります。



担当者制による職業相談



子育てと仕事の両立に配慮のある事業所を「ハローマザー企業」としてPR



全国初の設置となる『女性活躍応援コーナー』では百貨店とのコラボイベント等も実施(ハローワークプラザ難波内)。

○ マザーズハローワーク・コーナーを中心に子ども連れでも利用しやすい環境の整備を行います

- ・ 子ども連れでも参加しやすい託児付のセミナー、子育て中の方同士による経験交流会等実施します。
- ・ 安心して施設が利用できるようキッズコーナーや授乳室の整備を行います。



託児付セミナー、就職面接会等のイベントを積極的に実施

- 託児サービス付きセミナー(例) -

- 就職活動準備セミナー
- 応募書類作成セミナー
- 面接対策セミナー
- 面接メイク・ヘアレッスン
- イメージアップセミナー
- アンガーマネジメント 等



経験交流会の様子



マザーズハローワークのキッズコーナーの様子

6 高齢者の雇用対策の推進

○ 生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍促進を図ります

将来的に労働力人口の減少が懸念されるなかで、年齢に関わりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」を実現することが重要となっています。

・企業における高齢者の定年延長・継続雇用の促進を図ります。

高齢者雇用確保措置未実施事業所への強力な指導の実施及び継続雇用の延長や定年年齢引上げに向けた機運醸成を図ります。

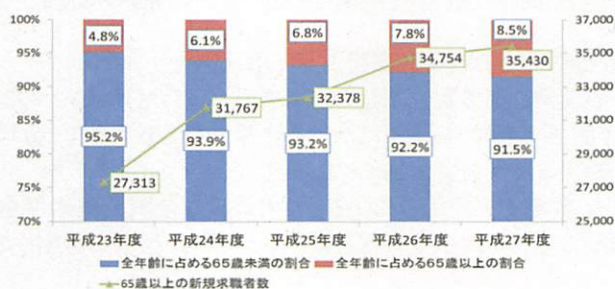
・高齢者の再就職支援の強化を実施します。

『生涯現役支援窓口』を中心に、特に65歳以上の高齢者に対する再就職支援を強化します。

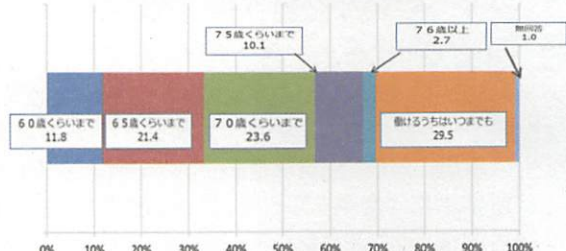
・地域における就業機会の確保に向けた取組を推進します。

地方自治体をはじめとする高齢者の就業等に係る地域の関係者から構成される協議会の設置推進及び当該協議会との連携やシルバー人材センター事業の推進に取り組めます。

65歳以上の求職者は増加傾向(大阪)



高齢者の高い就業意欲



資料出所：内閣府「平成25年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2013)

7 障害者などの雇用対策の推進

○ 改正障害者雇用促進法の円滑な施行のための取組を推進します

平成30年4月から、法定雇用率の算定基礎へ精神障害者が追加されることに伴い、雇入れにかかる支援に加えて定着支援についても充実・強化が必要であることから、事業主指導のローラー作戦を実施し、法改正の周知啓発及び支援施策の情報提供を行う等、一層の障害者雇用の促進を図ります。

また、平成28年4月から施行された障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務化については、適切な運用及び更なる周知を図ります。

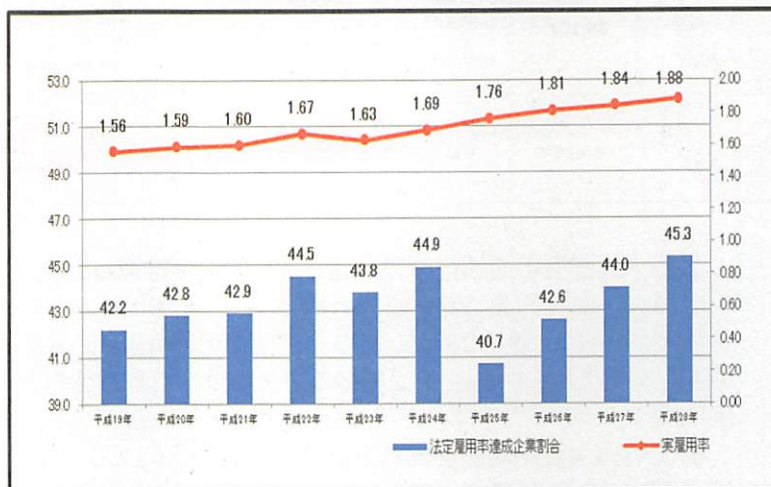
○ 多様な障害特性に応じた就労支援を推進します

障害者の就労支援については、障害特性に配慮しつつ、関係機関との連携による就職から職場定着までの一貫した支援が必要であることから、「チーム支援」や「就職面接会」、「就職ガイダンス」の積極的な実施により、マッチング機能を強化し、更なる就職促進を図ります。

○ がん患者等への就職支援を推進します

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者について、ハローワーク大阪東を中心に、がん診療連携拠点病院と連携の下、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施します。

障害者雇用状況の推移(大阪)



8 刑務所出所者等に対する就職支援

○ 刑務所出所者等に対して、就職支援を強化します

- ・ 矯正施設在所中の就職内定を目指し、各矯正施設、矯正就労支援情報センター（通称：コレワーク）と連携して、協力雇用主の求人や受刑者専用求人を活用し、職業相談・職業紹介を実施します。
また、平成28年5月17日から大阪刑務所に相談員を駐在させて、積極的な支援を行っております。
- ・ 保護観察対象者等の支援については、保護観察官や保護司、「協力雇用主等支援事業」の受託団体と連携し「就労支援チーム」を設置して、刑務所出所者等専用求人や、トライアル雇用奨励金等の支援制度を活用して就職支援の充実・強化を図って参ります。

9 外国人雇用対策の推進

○ 外国人求職者に対する適切な支援を行います

- ・ 外国人求職者への専門相談員及び通訳を効果的に配置し、適格な職業紹介、職業相談等の推進を図ります。

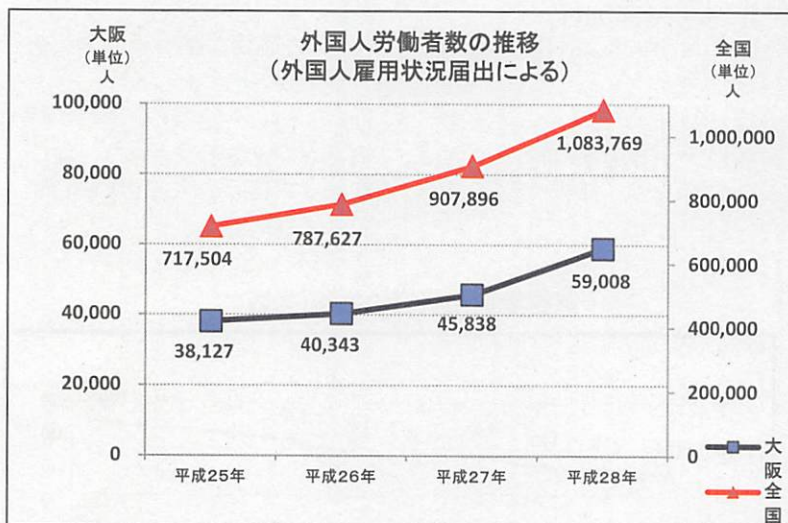
○ 外国人留学生の就職支援及び、専門的・技術的分野の外国人の就業を促進します

- ・ 外国人留学生は増加傾向にあり、日本で就職を希望する留学生も多数在籍しており、また、海外からのインバウンド需要への対応や、事業の海外展開に必要な東南アジア諸国の留学生獲得に向けた企業の動きも活発で、留学生の採用に対して注目が集まっているものの、未だ採用に慎重な企業も少なくないのが現状です。

留学生には企業を知る場、企業には留学生を知る場が必要であり、近畿ブロックでの大規模な合同企業説明会（5月開催予定）やビジネスインターンシップ事業等を積極的に行い、出会いの場を提供し、就職面接会を活用したマッチングを図っていきます。

また、インターンシップ事業については新たに外国人留学生向け「就労型インターンシップ」について受け入れ企業のニーズを把握する等効果的な実施に向けて検討を進めていきます。

- ・ 大阪外国人雇用サービスセンターを中心に、「専門的・技術的分野」での高度外国人材の就業促進を図るとともに、大阪新卒応援ハローワークの留学生コーナーと連携し留学生の国内就職促進のための効果的な支援を実施します。



外国人留学生就職面接会2016の様子

○ 外国人労働者の雇用管理の改善と適正就労を推進します

- ・ 外国人労働者問題啓発月間（6月）における「啓発セミナー」の開催及び「外国人雇用Q&A」パンフレットを活用し、外国人労働者の適正な受け入れの推進、不法就労の防止について周知・啓発を図ります。

また、外国人雇用状況届出制度の周知徹底を図るとともに、外国人指針に基づく事業主指導を計画的・効果的に実施します。

「外国人雇用状況届出制度」とは
雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけている制度です。

10 職業訓練を活用した人材育成支援

大阪働き方改革基本方針に基づき、大阪府をはじめとした関係機関と強力な連携のもと、「女性・若者の活躍促進」「人材不足分野における人材確保」を最大の目標に「大阪府地域職業訓練実施計画」を策定し、職業訓練を活用した積極的な人材育成支援に取り組みます。

○ 女性及び若者の活躍促進に向けた職業訓練を拡充します

- ・ 子育て中の女性等に職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、短時間(1日4～6時間)の訓練コースや託児サービス支援付き訓練コースを拡充します。

* 託児サービス支援付き訓練コース	定員：534人	⇒	1,110人	拡充
* 短時間訓練コース	定員：14人	⇒	600人	拡充

- ・ 若者を中心とした非正規労働者等について、職業訓練を通じて安定した就職に導くため、企業実習を手厚くした訓練コースやコミュニケーション力等に不安を抱える若者に対して、社会人基礎力を高める訓練コースを新設します。

* 若年者正社員育成コース	定員：500人	新設
* 若年者就職困難層対象訓練コース	定員：20人	新設

○ 人材不足分野における人材確保のための職業訓練を設定します

- ・ 特に人材不足が深刻である「製造」「運輸」「建設」及び「福祉(介護・保育)」分野の人材確保に向けた訓練コースを新設・拡充します。

* 介護分野の職業訓練の設定割合を拡充します。	18.6% ⇒ 21.6%
* 保育人材養成科	定員：40人 常設化
* 建設業・総務・経理事務科	定員：40人 新設

- ・ 製造業の人材確保のため、若者に対して、ものづくり系職業訓練コースへの積極的な誘導を行います。

- * わかものハローワーク利用者等に対し、ものづくり企業とものづくり系職業訓練施設の見学を組み合わせたツアー型見学会を実施します。

- ・ 人材不足分野である運輸分野への人材確保の取組を促進するために、大型免許取得を含むコース設定が可能となるよう、制度面等課題を整理しながら、関係機関に働きかけていきます。

○ わかものハローワーク・マザーズハローワークのあっせん機能を強化します

- ・ わかものハローワーク・マザーズハローワークにおいて、職業訓練に関する相談・的確な情報提供を行うとともに、訓練の誘導から訓練修了後の就職支援まで一貫したサービスを実施します。

また、職業訓練受講者の支援の充実を図るため、職業訓練受講給付金の支給業務(*)を含めたワンストップ化を推進します。

(※ 職業訓練受講給付金の支給業務については、あべのわかものハローワーク及び大阪マザーズハローワークにおいて実施)

○ 公的職業訓練(ハロートレーニング)の情報発信を強化します

平成28年11月17日に決定した公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング ～急がば学べ～」について、関係機関と連携の上、職業訓練がより身近なものとなるよう情報の発信に取り組みます。

- ・ ハローワーク等において、職業訓練学校説明会を定期的に行い、詳細な職業訓練情報を提供します。
- ・ 大阪府をはじめとした関係機関や高校・大学等の教育機関に対し、公的職業訓練制度を広く周知します。



3

健康が確保され安全で 安心な職場の実現

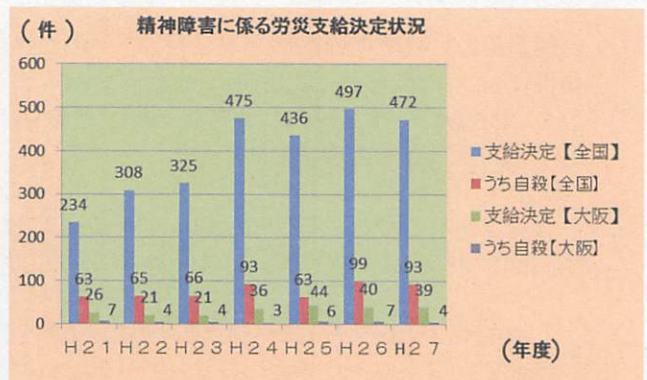
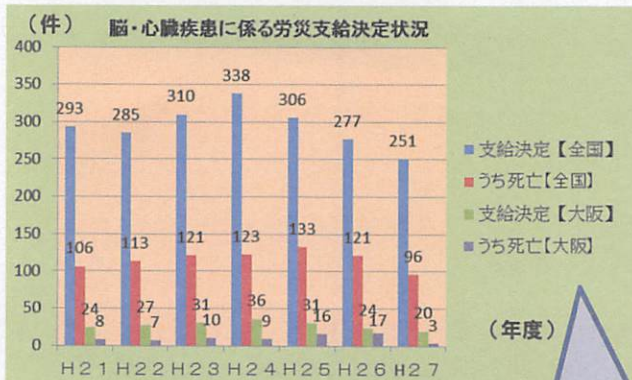
1 過重労働による健康障害の防止

○ 過重労働撲滅のための取組を実施します

過労死や過労自殺(未遂も含む)は全国で年間200件前後発生しており、長時間労働を抑制し働く人々が健康を確保しながら活躍できる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

このため、「過労死等ゼロ」緊急対策をはじめとする関連施策を推進します。

- ・ 新たに策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を広く周知し、企業等における労働時間の適正な把握を徹底します。
- ・ 月80時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して監督指導を実施します。
- ・ 強化された企業名公表制度を活用して、効果的な監督指導を実施します。
- ・ 違法で重大・悪質な過重労働事案については、過重労働撲滅特別対策班(かとか)が捜査を行うなど厳正に対処します。
- ・ 過労死等防止対策推進シンポジウム(仮称)を開催し、「過労死等の防止」を広く呼びかけます。
- ・ 労働基準法違反が認められた背景に、下請法違反や独占禁止法違反に当たる行為が存在しているおそれのある事案を把握した場合は、「下請取引の適正化等に関する通報制度」を活用し、その取扱いに万全を期します。
- ・ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善大阪府地方協議会」及びパイロット事業を通じて、自動車運転者の労働条件の確保改善を図ります。
- ・ バス事業における運転者の労働条件の確保改善や人材確保等を図るため、バス事業者や旅行業界関係を対象としたセミナーを開催します。



過労死や過労自殺
が年間200件前後発
生しています。

11月は過労死等
防止啓発月間で
す。

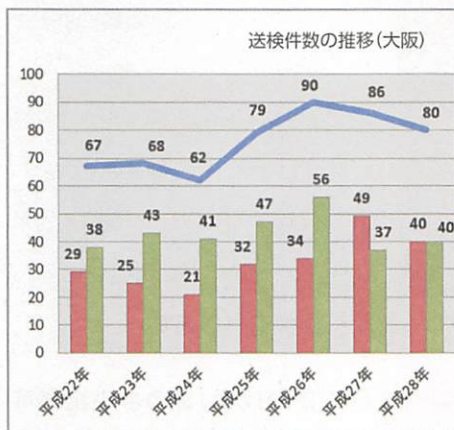


2 労働条件の確保・改善対策の推進

○ 法定労働条件の確保改善を推進します

雇用失業情勢は堅調に推移していますが、米国の新政権や英国の欧州離脱によって今後我が国経済に如何なる影響があるかを注視しつつ、最低労働基準が遵守されるよう取り組む必要があります。

- ・ 法令の遵守を促進するためには、より多くの企業における法令の理解を促進する必要があります。このため、説明会等の開催を通じて広く労働基準法を周知します。
- ・ 働く人からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対しては、迅速・適正に必要な調査を実施し所要の対応を行います。
- ・ 労働者の労働条件の確保改善を図るために臨検監督を実施し労働基準関係法令違反に係る是正指導を行うとともに、重大・悪質な事案に対しては司法処分も含め厳正に対処します。
- ・ 就労継続支援事業場に対して計画的に臨検監督を行うことにより、障害者の労働条件の確保改善を図ります。
- ・ 介護事業場に対して、計画的に臨検監督を行うことにより介護労働者の労働条件の確保改善を図ります。



倒産件数は減少傾向にあります。現下の国際情勢を考えると、今後の経済動向に注意が必要です。

厚生労働省大阪労働局主催
第3回 初歩から学ぶ労働基準法講座

【どのような講座?】
● 労働基準法の特に関心のある項目にポイントを絞った内容です。
● 基礎的な内容を平易な言葉で解説します。
● 入門レベルの内容です。

【どのような人向け?】
● 労働基準法をこれから学びたいと考えている方
● 労働基準法について基本を再確認したい方 など

日 時：平成29年2月2日(木) 13:00~16:00 (開場12:00)

会 場：大阪府立男女共同参画・青少年センター (ドーンセンター) 7階ホール
大阪市中央区大平1-3-49
500名(先着順)

無 料
大阪労働局ホームページより申込み
大阪労働局ホームページ
大阪労働局ホームページより申込み
大阪労働局ホームページより申込み

10 趣意説明
20 講座1：労働基準法の解説【労働時間編】
30 講座2：労働基準法の解説【労働条件の明示・解雇編】
40 休憩
50 講座3：労働基準法の解説【罰則・年次有給休暇編】
60 講座4：労働契約法関連の内容です。

大阪労働局労働基準部監修 【お問合せ】 ☎ 06 (6949) 6400



初歩から学ぶ労働基準法講座の様子

より多くの人々に法律を知っていただくよう各種イベントを開催しています。

3 最低賃金制度の適切な運営

- 最低賃金制度の適切な運営を行います
 - ・ 大阪府最低賃金審議会の円滑な運営に努めます。
 - ・ 最低賃金の改定等について周知・広報を行うとともに、監督指導等により履行確保を図ります。
 - ・ 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業等への支援事業の活用促進を図ります。

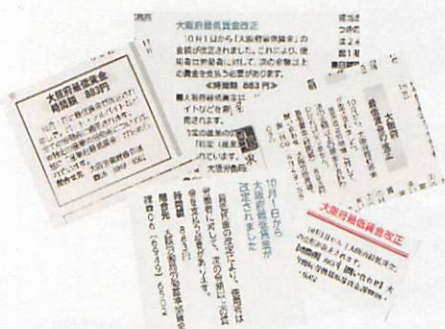
① 最低賃金の周知広報



自治体と連携し、駅前大型ビジョンや電光掲示板による放映を依頼します。



マスメディアを用いた周知広報を積極的に行います。



地方自治体・関係団体等の広報誌に掲載を依頼します。

大阪府内の最低賃金	
大阪府最低賃金	883円
地域別最低賃金	
・ 大阪府内	912円
・ 大阪府外	908円
・ 大阪府内（特定地域）	894円
・ 大阪府外（特定地域）	892円
・ 大阪府内（特定地域）	885円
・ 大阪府外（特定地域）	885円
・ 大阪府内（特定地域）	884円
・ 大阪府外（特定地域）	884円



鉄道各社に駅構内のポスター掲示を依頼します。

② 最低賃金履行確保に係る監督

	平成28年1-3月	平成27年1-3月
大阪府最低賃金	時間額858円	時間額838円
実施事業場数	695件	698件
地域別最低賃金適用事業場数	681件	696件
同違反事業場数(違反率)	122件(17.9%)	132件(19.0%)
特定最低賃金適用事業場数	14件	2件
同違反事業場数(違反率)	2件(14.3%)	0件(0%)

最低賃金の履行確保を重点にした監督指導を行います。

③ 支援事業の活用促進

経営課題や労務管理の相談窓口としての「ワンストップ無料相談」や拡充された「業務改善助成金」等の中小企業等支援事業について周知を行い、その利活用の勧奨に努めます。



4 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

○ 事業場における治療と職業生活の両立支援

近年、診断技術や医療技術の進歩により、仕事をもちながら、通院治療を行っている者の数が少なからず見受けられ、疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援が重要な課題となっていることから、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を積極的に周知します。

- ・ 大阪の実情に応じた両立支援の普及啓発を図るため、地域の関係者（大阪府衛生所管部局、医療機関、企業、労使団体、産業保健総合支援センター等）の連絡会議を立ち上げ、意見交換や相互協力の調整など関係者による連携した両立支援の取組の促進を図ります。

治療と職業生活の両立支援を進めることの意義

○ 事業者にとっての意義

労働者の健康管理という位置づけとともに、人材資源の喪失防止、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上、さらには、「健康経営」や社会的責任（CSR）、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現といった意義もある。

これらは、投資家や労働市場で評価される要素でもある。

○ 労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることなく、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

○ 医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、適切な疾病の治療が可能となる。

○ 社会的意義

がん等の疾病にかかった方に対しても、働きたいと思っている方が働ける環境を提供することは、「全ての人が各々活躍できる社会」の実現につながる。

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

・ 治療と職業生活の両立について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

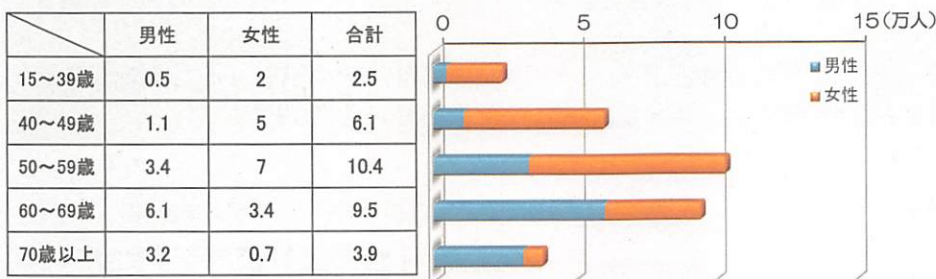
・ 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（パンフレット）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000116659.pdf>

治療と職業生活の両立 検索

＜仕事をもちながら、がんで通院している者＞

悪性新生物（がん）の治療のため、仕事をもちながら通院しているものは 32.5 万人いる



※ 仕事をもちているとは、調査月に収入を伴う仕事を少しでもしたこと（自営、被雇用者のほか、自営業主、家族従事者等を含む）。

資料：厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの。

○ 化学物質による健康障害防止対策を推進します

職場における化学物質管理の推進のため、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者等の割合を80%以上とします。

- ・ 事業者意識の向上を図り、「ラベルでアクション」運動について確実に取り組むよう指導します。
- ・ 新たに27の化学物質が容器のラベル表示、安全データシートの提供やリスクアセスメントの実施を義務づけられたことから、引き続き、化学物質のリスクアセスメントの周知のため説明会を開催します。
- ・ 特定化学物質障害予防規則の改正により、新たに義務づけられた経皮ばく露防止対策、健康診断等が適切に実施されるよう周知徹底を図ります。

石綿（アスベスト）による健康障害を防止します。

- ・ 石綿粉じんが飛散するおそれのある事例が少なからずあることから、引き続き石綿粉じん飛散の抑制の徹底等を主眼とした指導等を実施します。
- ・ 石綿等による健康障害の早期発見につながるよう大阪府医師会等と連携し、研修会を開催します。

「ラベルでアクション」

GHSマーク（絵表示）があったら、SDSの確認とリスクアセスメントの実施につなげよう

（製品名）

（絵表示）

（危険有害性情報）

（注意書き）

（GHSマーク）

（危険）

・ 引火性液体及び蒸気

・ 火気厳禁

（注意喚起）

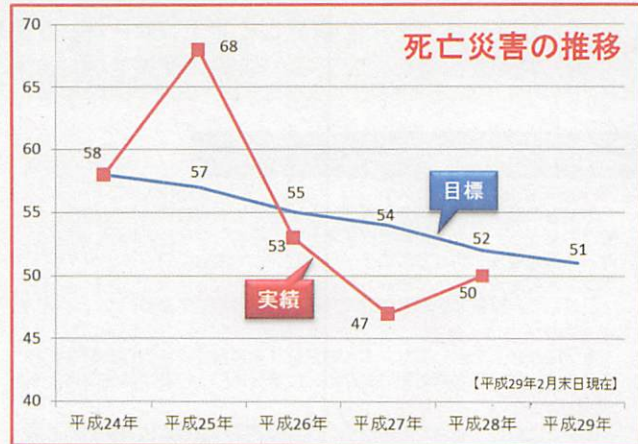
・ 吸入すると有毒

・ 防塵措置の器具を用いる

○ 大阪労働局労働災害防止推進計画を推進します

究極的な目標である「労働災害ゼロ」の実現に向け、以下の目標達成を目指します。

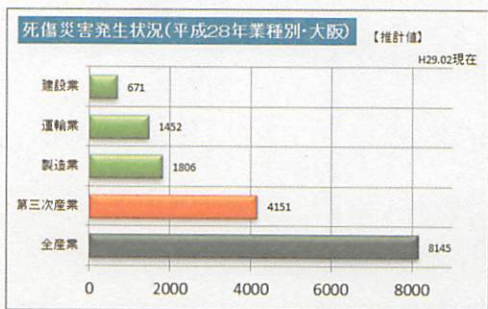
- ・ 休業4日以上の死傷者数を平成28年より10.6%減少させる
【重点業種: 小売業・社会福祉施設・飲食店・陸上貨物運送事業】
- ・ 労働災害による死亡者数を大阪労働局労働災害防止推進計画の目標値である51人以下とする
【重点業種: 建設業・製造業】



○ 第三次産業の労働災害防止対策を推進します

労働災害の約半数を占める第三次産業の労働災害防止のため、以下の対策を推進します。

- ・ ショッピングモールなどの大規模商業施設の管理者に働きかけ、テナント店舗に対する説明会の実施やバックヤードでの災害防止のための啓発活動に協力を求めます。
- ・ 多店舗展開の飲食店のうち、大阪に本社機能を有する企業に対し各店舗の災害防止対策を指導します。
- ・ 日頃、事業場との接点が多い商工会議所・商工会の経営指導員や社会保険労務士、労働保険事務組合の協力を得て、周知・啓発を行います。
- ・ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を周知し、大阪独自の取組である「今日も一日ご安全に！」活動（声による見える化）や作業者が「私の安全活動」を掲示して意識付けを行う取組を推進します。



全体に占める「第三次産業」の割合は増加しており、全体の約半数を占める。

『「今日も一日ご安全に！」活動』

「私はケガをせず無事に帰宅します・私は仲間の作業の安全を確認します・私はお客様の安全を確保します」の意味合いを込めて、「ご安全に」を合い言葉に、自分を守り、仲間を守り、お客様を守るための活動です。

『働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動』



○ 重篤災害発生懸念業種の対策を推進します

建設業における墜落災害、製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害等の防止を図るため、以下の対策を推進します。

- ・ 建設業では、死亡災害の6割を墜落・転落災害が占めるため、安全帯(命綱)の使用徹底を図る「命綱GO活動」(いのちつながりGO)を展開します。安全帯は、二丁掛けを基本とし足場や鉄骨の組立・解体作業などの高所作業には、墜落時の衝撃を緩和する「ハーネス型安全帯」の普及促進を図ります。
- ・ 「建設工事従事者の安全と健康の確保の推進に関する法律」に基づく基本計画で示される施策を、国土交通省近畿地方整備局と連携しつつ、的確に取り組んでいきます。
- ・ 製造業では、死亡や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に対策を推進します。
- ・ 化学プラント等における爆発火災災害を防止するために、計画的な指導を行います。



4点で支えているため、万一救出が遅れても耐えることができ、状況によっては自ら戻ることも可能です

腹部を圧迫し、自分では何もできないため、救出を待つしかありません

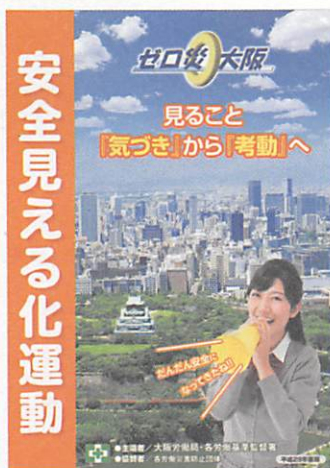


二丁掛けハーネス型安全帯を推奨します。

○ 業種横断的な労働災害防止対策を推進します

業種にかかわらず発生する労働災害の減少のため、以下の対策を推進します。

- ・ 労働災害の長期的な減少傾向を確実なものとするため、ゼロ災・大阪「安全見える化運動」を展開します。
- ・ 最も死傷者数の多い転倒災害の防止を図るため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を展開し、転倒災害防止対策を周知するとともに、事業場の自主的な取組を促進します。
- ・ 交通労働災害の撲滅に向けて、警察機関、関係行政機関等と連携し「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図ります。



『見ること「気づき」から「考動」へ』

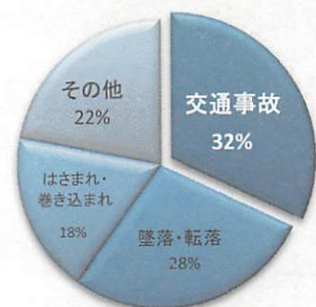
職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながります。

『STOP! 転倒災害プロジェクト』

「転倒災害は労働災害である」という理解を促し、設備的な改善とともに、労働者自身の安全意識を高めることにより、労使一体となった防止対策を推進します。



平成28年の死亡災害の種類(事故の型別)



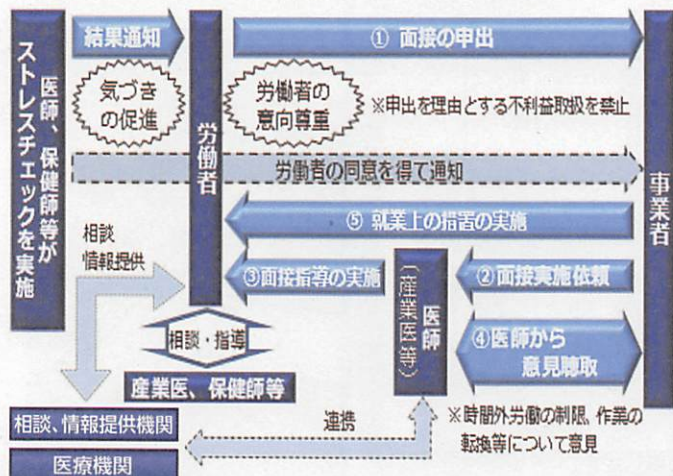
『死亡災害の3割が交通事故』

適正な労働時間等の管理、疲労、飲酒などの確認により適正な走行管理を行うとともに、ポスターの掲示や交通安全情報マップの作成などにより交通安全意識の高揚を図ります。

○ メンタルヘルス対策を推進します

ストレスチェック制度を踏まえたメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とします。

- ・ 実施事例に基づく制度の具体的な運用方法について説明会を開催するほか、あらゆる機会を活用し、引き続き周知のために説明会を複数回開催します。
- ・ 窓口では制度の実施状況を確認し、未実施事業場に対しては、是正勧告書を交付する等による指導を行います。
- ・ 大阪産業保健総合支援センター等が実施するメンタルヘルス対策に関する各種支援について情報提供を行います。
- ・ パワーハラスメント対策導入マニュアル等を活用し、パワーハラスメント対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等についても周知啓発を行います。



ストレスチェック実施後の報告書の提出について

～「心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書～」

平成27年12月に施行されました労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度において、労働安全衛生規則様式第6号の2「心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書」(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署へ提出することが義務づけられました(労働者50人以上の事業場に限る)。

報告書の様式については、下記URLに掲載していますので、掲載された様式を用いて提出していただきますようお願いいたします。

★厚生労働省ホームページ「安全衛生関係主要様式」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zenzen/zenzenisei36/index.html

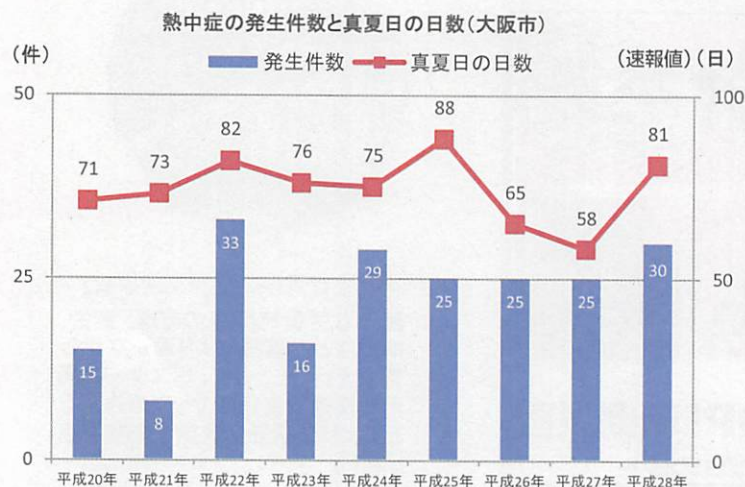
○ 職業性疾病等予防対策を推進します

屋外、室内にかかわらず、夏になると毎年、多くの方が熱中症を発症しており、さらに、連続休暇の後には、熱さに慣れたからだ元に戻るため、特に注意が必要であることから早期に啓発に取り組みます。

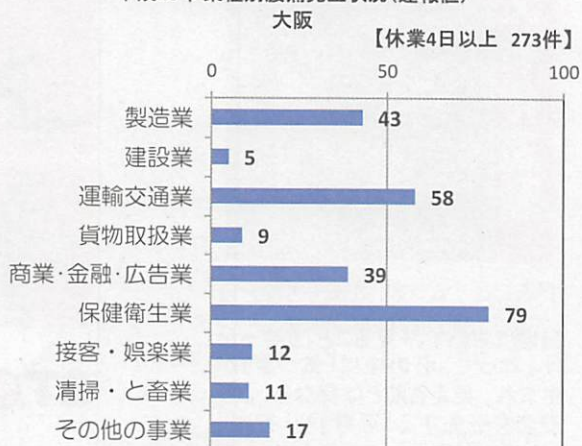
- ・ 熱中症予防キャンペーン期間中(5月1日～9月30日)、早い時期から予防に取り組むことや「体調が悪いです」と上司に伝えやすい職場・現場環境の実現を図れるよう説明会や指導等を実施します。

腰痛の業務上疾病に占める割合が大阪では、依然として高い状況で推移しているため、死傷者数を前年に比べて10%以上減少させます。

- ・ 社会福祉施設を含む保健衛生業や運輸交通業で多発していることから、関係団体等へ要請し、「職場における腰痛予防対策指針」の徹底を図ります。



平成28年 業種別腰痛発生状況(速報値)



5 労災補償対策の推進

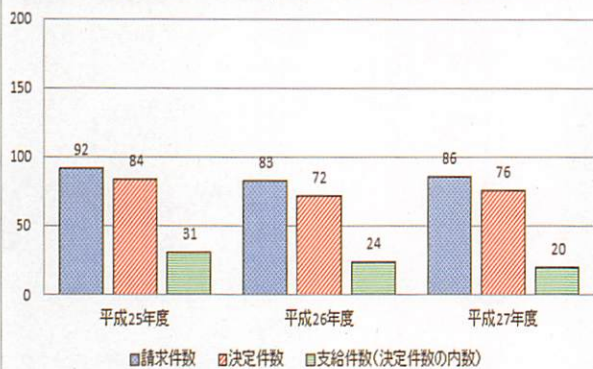
○ 迅速・適正な労災補償を実施します

- ・ 過労死等事案(脳・心臓疾患及び精神障害事案)の請求件数は依然として高水準で推移しています。
- ・ 過労死等事案の事務処理に当たっては、監督・安全衛生担当部署への情報提供を確実に実施するとともに、認定基準等に基づき迅速・適正な処理を一層推進します。
- ・ 労災保険の窓口業務について、相談者等に対して懇切・丁寧な説明を行います。

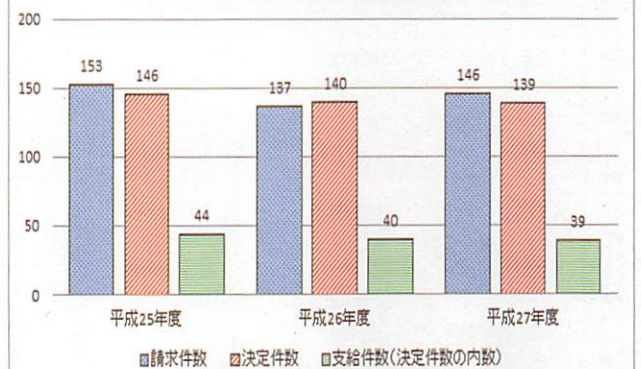


《労災認定基準パンフレット》

脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移(大阪)

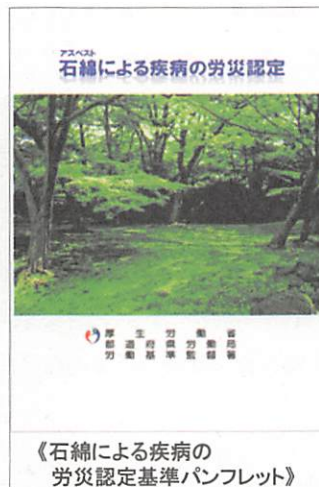


精神障害に係る労災請求・決定件数の推移(大阪)



○ 石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の更なる周知の徹底を行います

- ・ 毎年、石綿ばく露作業による労災認定等事業場を公表しています(全国)。
※平成17年7月の第1回公表以来、平成27年度分で、延べ11,427事業場を公表しました。
- ・ 石綿関連請求件数は年間100件以上の高水準で推移しており、労災補償及び石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての労災請求等の一層の促進を図ります。



《石綿による疾病の
労災認定基準パンフレット》



《石綿による疾病の
各種給付周知リーフレット》

6 労働保険未手続事業一掃対策・電子申請(労働保険関係)の利用促進・労働保険料等の適正徴収

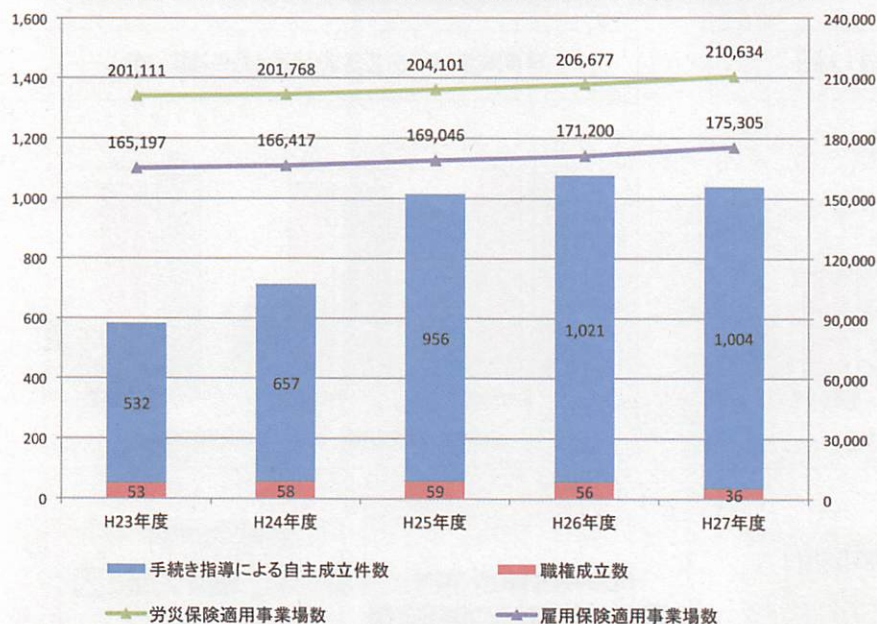
○ 労働保険の未手続事業一掃対策の推進を行います

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を国へ納付しなければなりません。しかしながら、適用事業であるにもかかわらず、労働保険に未加入の事業場があります。これは、「費用負担の公平性の確保及び労働者の福祉の向上」からも無くさなければなりません。

大阪労働局では事業主団体、府・市区町村、関係団体及び働き方改革包括連携協定金融機関を通し、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るためのPR活動を展開しています。また、他の行政機関等より未手続事業の情報を収集し、個別訪問等を実施し加入手続き指導を行っています。

特に度重なる加入指導にもかかわらず成立手続を自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施しています。

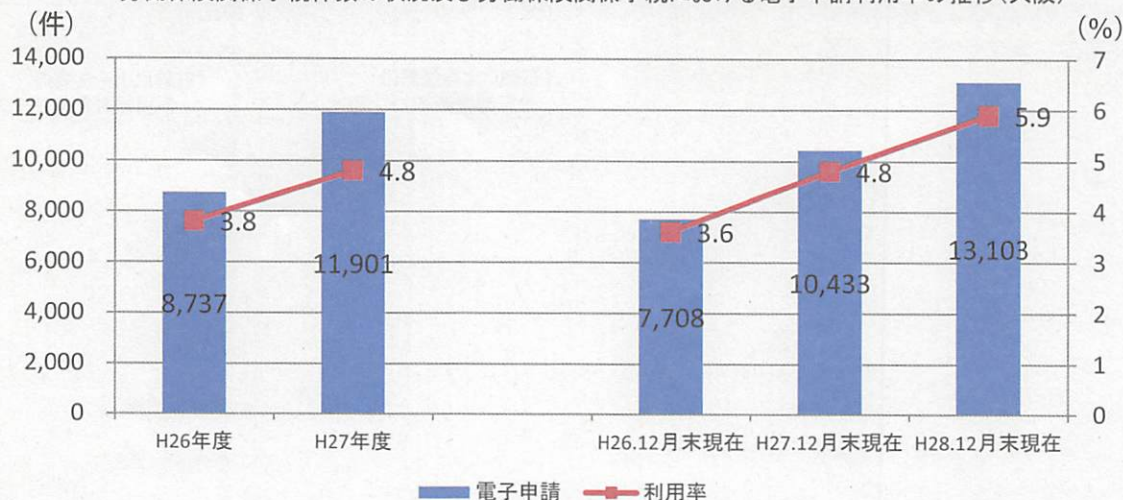
手続き指導による成立件数及び労災・雇用保険適用事業場数の推移(大阪)



○ 労働保険関係手続の電子申請の利用促進を図ります

- 労働保険関係の申請・届出に係る電子申請の利用率は低調であり、利用率の向上が課題となっております。このため、労働保険適用・事務組合課においては、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」、「新たなオンライン利用に関する計画」等に基づき、様々な機会を活用して事業主等に電子申請の利便性をPRし、労働保険関係手続の電子申請の利用促進を図ります。

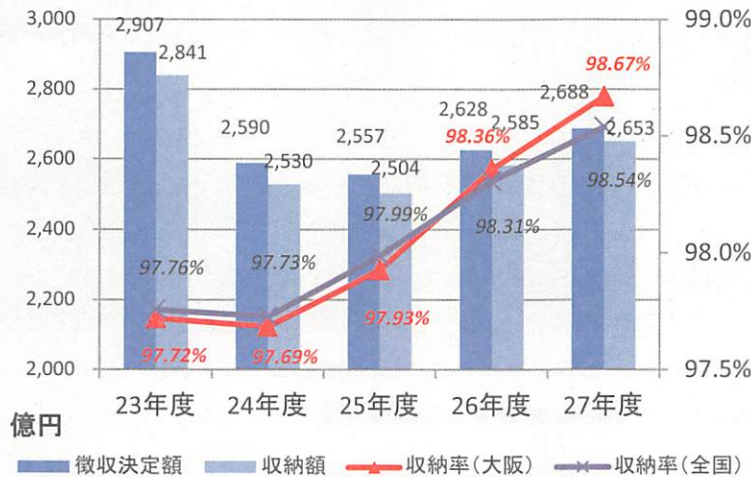
労働保険関係手続件数の状況及び労働保険関係手続における電子申請利用率の推移(大阪)



○ 全国平均以上の収納率を目指します

- 平成27年度における労働保険料の収納率は、前年度に引き続き2年連続で全国平均(98.54%)を超えることができたが、費用負担の公平性及び労働者の福祉の向上等の観点から引き続き収納率の向上が課題となっています。
- このため、労働保険徴収課においては、全国平均の収納率を超えるため「口座振替による納付」を「働き方改革にかかる包括連携協定」を結んだ金融機関に事業主への情報提供を依頼するなどの周知・勧奨するとともに、納入督促に応じない滞納事業主に強制措置を実行します。

労働保険料にかかる収納率の推移(大阪)



事業主の皆様へ

労働保険料の納付は
ゆとりの口座振替で

保険料の引き落としに
最大約**2か月**
ゆとりができます

7 雇用保険制度の安定的運営

○ 受給資格者の早期再就職を促進します

- 雇用保険受給者の早期再就職者数向上を目標に掲げ、より一層推進していきます。
- 雇用保険受給者が減少する中、各受給者に合ったサービスを提供できるよう、より積極的に職業相談窓口への誘導を行っていきます。

○ 電子申請のさらなる利用促進のため、充実した利用勧奨と速やかな届出処理を実施します

- 電子申請のメリットを強調した周知・広報を行うとともに、雇用保険の申請件数が多い事業主等に対し説明会を実施します。
- また、社会保険労務士の資格を有する方を雇用保険電子申請アドバイザーとして委嘱し、平成28年10月から電子申請未利用の事業主に対し直接利用勧奨を行っています。
- 届出の平均処理日数は平成27年度が2.09日、平成28年度は申請件数の増加により2.59日となりましたが、平成29年度は、できるかぎり速やかに対応できる体制を構築し、「早い・便利・安心」をスローガンに、電子申請の利用率向上を目指します。



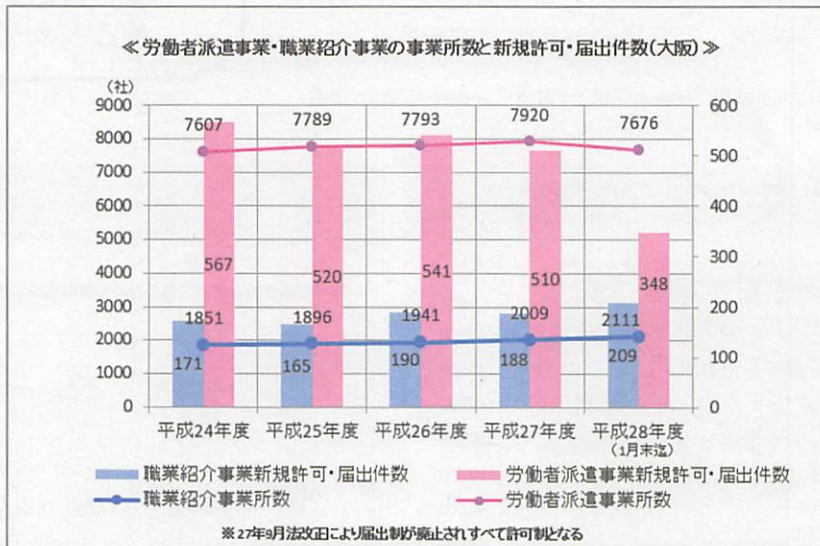
8 労働力需給調整事業の適正な運営の促進

○ 労働力需給調整事業の適正な運営の確保に努めます

労働者派遣事業・職業紹介事業については、労働力の需給調整を図るための制度として一定の役割を果たしているところですが、その一方で、無許可・無届により事業を行うなど違法な事案も見受けられます。

このような状況を踏まえて、以下の内容に取り組みます。

- ・ 許可後の説明会や労働者派遣セミナーの開催等を通じて、労働者派遣事業や職業紹介事業を行う事業者及び派遣労働者等に対して、労働者派遣法をはじめとする法制度の周知徹底を図ります。
- ・ 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対して説明会を開催する等、適正な許可・届出について周知徹底するとともに、適切な調査確認を行います。
- ・ (旧)特定労働者派遣事業の早期許可申請を促します。
- ・ 事業者が労働者派遣法、職業安定法等の法令を遵守し、需給調整機能を十分に発揮できるよう、的確な指導監督を行います。
- ・ 派遣労働者からの苦情・相談に対して、迅速かつ適切に対応し、積極的な支援を行います。



「労働者派遣セミナー」の様子



派遣元事業主を対象とした
「平成24年・27年改正労働者派遣法セミナー」の様子

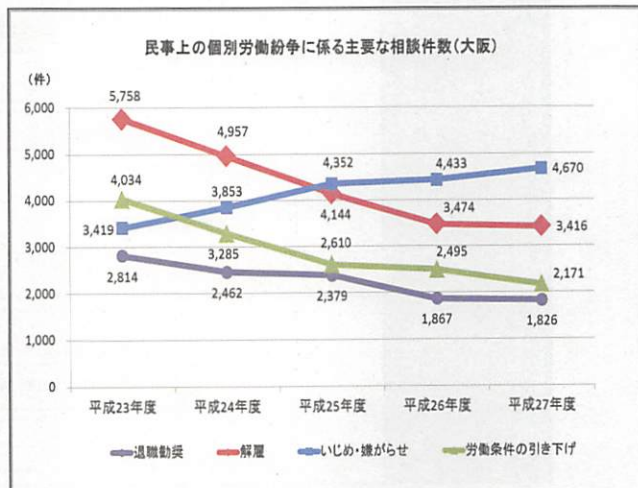
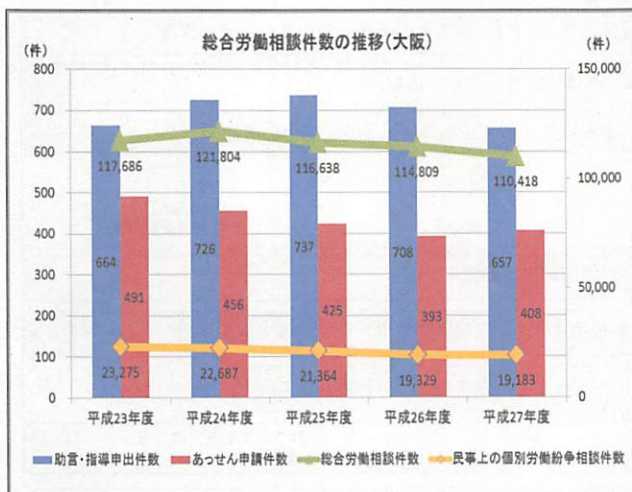
9 個別労働関係紛争解決の促進

○ 適切かつ積極的な相談、助言・指導及びあっせんを実施します

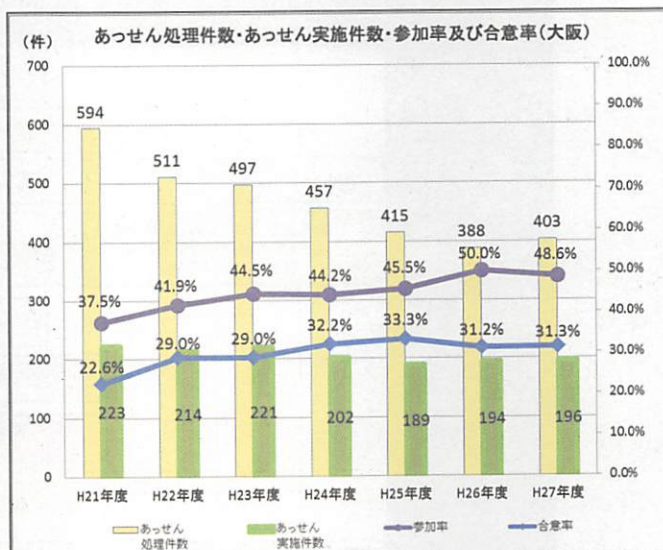
総合労働相談件数および民事上の個別労働紛争相談件数とも高止まりし、いじめ・嫌がらせの相談の増加など、問題が複雑困難化しています。

このため、総合労働相談コーナーでは、労働問題のワンストップサービスの拠点として労働契約法など関連する法令・判例の情報提供を行います。

また、労働局長による「助言・指導」や紛争調整委員会による「あっせん」により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。



総合労働相談の様子
(総合労働相談コーナーはP33)

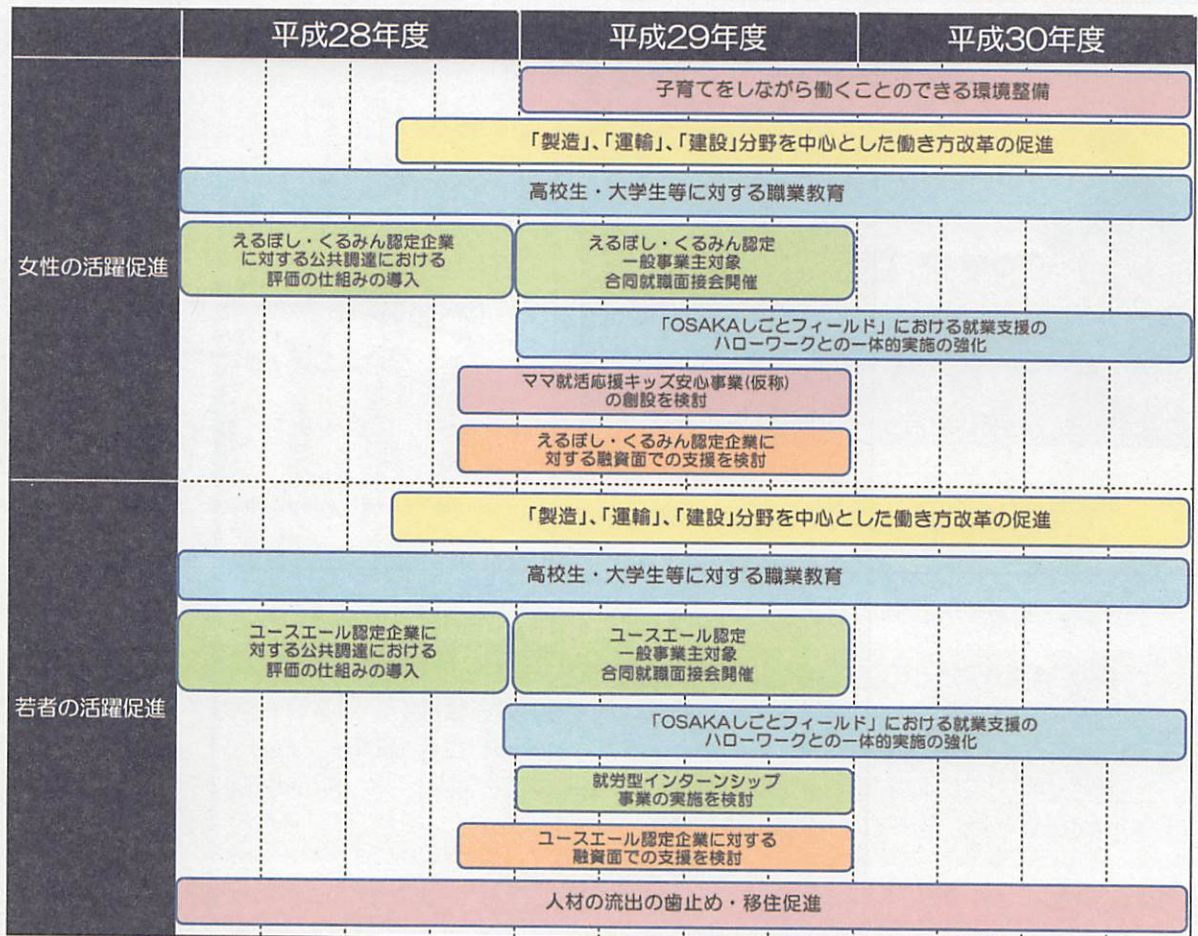
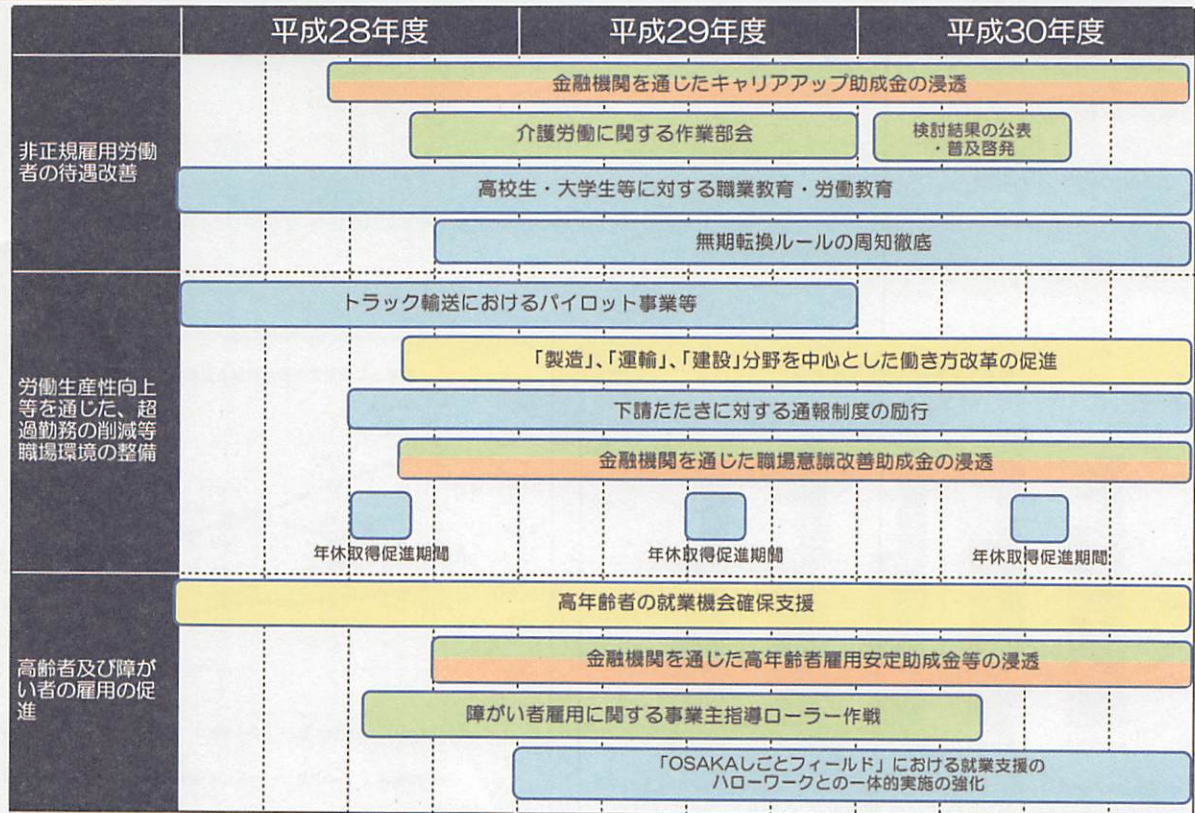


○ 関係機関・団体との連携強化に取り組みます

- 労働局をはじめ司法機関、行政機関、民間団体等が運用する個別労働紛争解決制度の特徴を利用者に周知し、認識を深めていただくために、これら機関が合同参加する労働相談会を開催します。
- 関係機関の窓口相談員が、各機関の制度や特徴について理解を深め、利用者のニーズに応じて円滑な取次ぎ・案内が出来るよう、合同での研修を実施します。

参考資料

大阪働き方改革推進会議による働き方改革ロードマップ



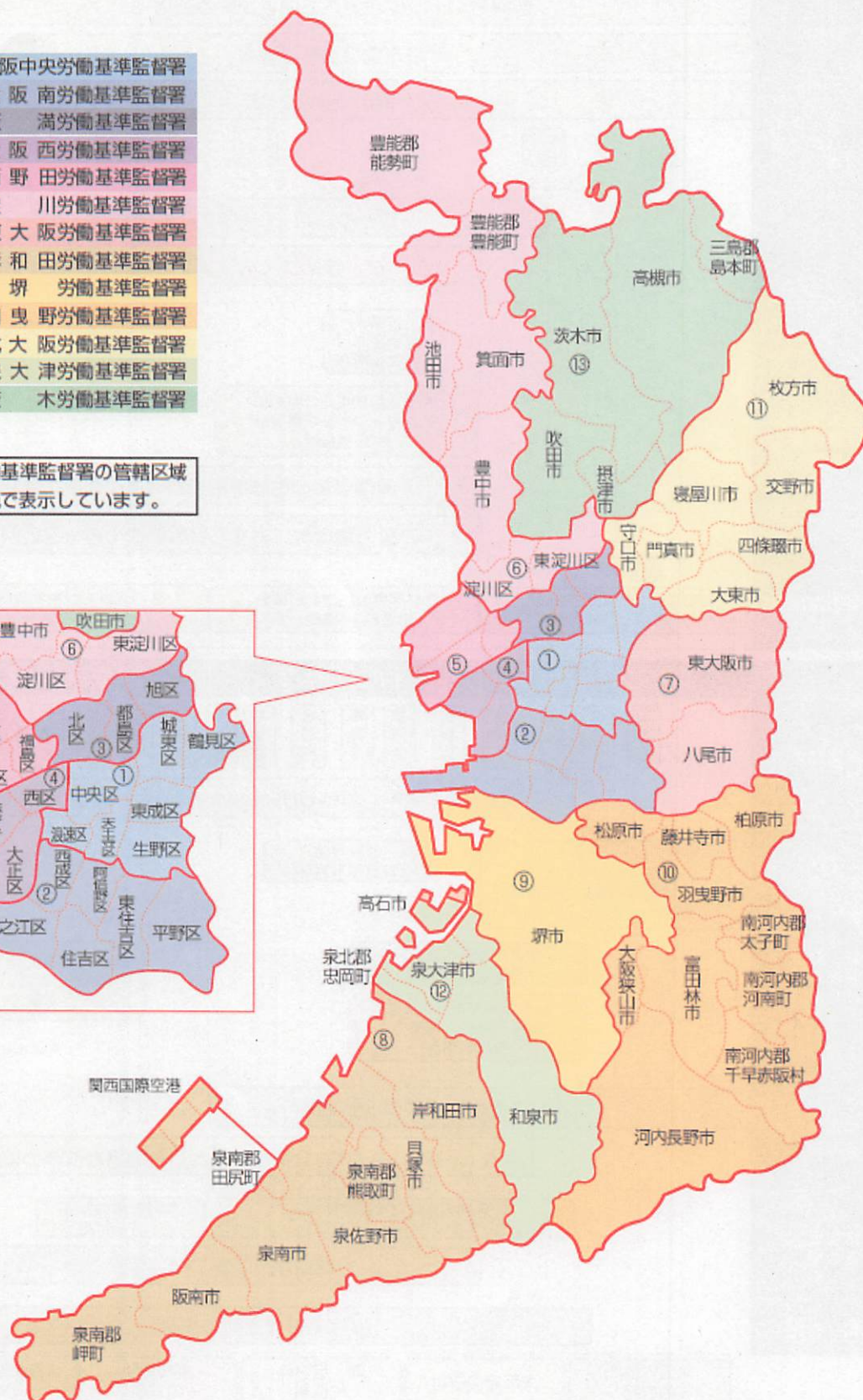
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低賃金引き上げのための環境整備		金融機関と連携して国や地方自治体の企業に対する支援策を浸透	
ワーク・ライフ・バランスの実現	各業界のトップ企業への働きかけの強化		
	働き方宣言企業の募集		
	好事例の収集・広報		
	セミナー	セミナー	セミナー
	セミナー	セミナー	セミナー
	セミナー	セミナー	セミナー
外国人留学生の就職促進と成長戦略	ワーク・ライフ・バランスの普及		
	ワーク・ライフ・バランスに努める企業の支援		
	外国人留学生向け企業説明会		外国人留学生向け企業説明会
	外国人留学生向け就労型インターンシップ事業の実施を検討		
	長時間労働の削減等働き方改革の啓発の強化		
人材の育成支援	外国人留学生に対する就職促進の方策を展開		
	28年度公的職業訓練の総合的な訓練計画	29年度公的職業訓練の総合的な訓練計画	30年度公的職業訓練の総合的な訓練計画

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
金融機関との連携	勉強会	勉強会	勉強会
「働き方改革推進企業」の顕彰・動機づけ制度創設に向けた検討	勉強会	勉強会	勉強会
	勉強会	勉強会	勉強会
	勉強会	勉強会	勉強会
	勉強会	勉強会	勉強会
運輸事業における取組	金融機関と連携して国や地方自治体の企業に対する支援策を浸透		
	トラック輸送におけるパイロット事業		
介護事業における取組	「製造」、「運輸」、「建設」分野を中心とした働き方改革の促進		
	介護労働に関する作業部会（キャリアラダー確立）		検討結果の公表・普及啓発
	介護ロボット等の開発促進支援		
広報・啓発	広報・啓発活動の連携		
	大阪労働局の取組	大阪府の取組	国・自治体の取組
			金融機関の取組
			大阪会議メンバーの取組

労働基準監督署の管轄及び位置図

- ①大阪中央労働基準監督署
- ②大阪南労働基準監督署
- ③天満労働基準監督署
- ④大阪西労働基準監督署
- ⑤西野田労働基準監督署
- ⑥淀川労働基準監督署
- ⑦東大阪労働基準監督署
- ⑧岸和田労働基準監督署
- ⑨堺労働基準監督署
- ⑩羽曳野労働基準監督署
- ⑪北大阪労働基準監督署
- ⑫泉大津労働基準監督署
- ⑬茨木労働基準監督署

労働基準監督署の管轄区域
を色で表示しています。



労働基準監督署・相談コーナー 所在地一覧

● 労働基準監督署

名 称	所 在 地	電話番号(ダイヤルイン番号)	開庁時間
大阪中央	大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10 大阪中央労働総合庁舎4・5階	(総合労働相談)06-7654-1176 (監督)06-7669-8726 (安衛)06-7669-8727 (労災)06-7669-8728	8:30~17:15 (月~金) 総合労働相談 9:00~17:00 (土・日・祝休日・ 年末年始は閉庁)
管轄区域	大阪市のうち中央区・東成区・城東区・天王寺区・浪速区・生野区・鶴見区		
大阪南	大阪市西成区玉出中2-13-27	(総合労働相談)06-7655-1115 (監督)06-7688-5580 (安衛)06-7688-5581 (労災)06-7688-5582	
管轄区域	大阪市のうち住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区・東住吉区・平野区		
天満	大阪市北区天満橋1-8-30 OAPタワー7階	(総合労働相談)06-7658-4564 (監督)06-7713-2003 (安衛)06-7713-2004 (労災)06-7713-2005	
管轄区域	大阪市のうち北区・都島区・旭区		
大阪西	大阪市西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階	(総合労働相談)06-7664-3840 (監督)06-7713-2021 (安衛)06-7713-2022 (労災)06-7713-2023	
管轄区域	大阪市のうち西区・港区・大正区		
西野田	大阪市此花区西九条5-3-63	(総合労働相談)06-7222-3013 (監督・安衛)06-7669-8787 (労災)06-7669-8788	
管轄区域	大阪市のうち此花区・西淀川区・福島区		
淀川	大阪市淀川区西三田4-1-12	(総合労働相談)06-7668-0037 (監督)06-7668-0268 (安衛)06-7668-0269 (労災)06-7668-0270	
管轄区域	大阪市のうち東淀川区・淀川区・池田市・豊中市・箕面市・豊能郡		
東大阪	東大阪市若江西新町1-6-5	(総合労働相談)06-7655-6431 (監督)06-7713-2025 (安衛)06-7713-2026 (労災)06-7713-2027	
管轄区域	東大阪市・八尾市		
岸和田	岸和田市岸城町23-16	(総合労働相談)072-449-8740 (監督)072-498-1012 (安衛)072-498-1013 (労災)072-498-1014	
管轄区域	岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡		
堺	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階	(総合労働相談)072-340-4038 (監督)072-340-3829 (安衛)072-340-3831 (労災)072-340-3835	
管轄区域	堺市		
羽曳野	羽曳野市誉田3-15-17	(総合労働相談)072-942-4520 (監督・安衛)072-942-1308 (労災)072-942-1309	
管轄区域	富田林市・河内長野市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・南河内郡		
北大阪	枚方市東田宮1-6-8	(総合労働相談)072-391-2953 (監督)072-391-5825 (安衛)072-391-5826 (労災)072-391-5827	
管轄区域	守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市		
泉大津	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪6階	(総合労働相談)0725-27-0898 (監督・安衛)0725-27-1211 (労災)0725-27-1212	
管轄区域	泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡		
茨木	茨木市上中条2-5-7	(総合労働相談)072-604-5491 (監督)072-604-5308 (安衛)072-604-5309 (労災)072-604-5310	
管轄区域	茨木市・高槻市・吹田市・摂津市・三島郡		

● 総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナー	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階 大阪労働局雇用環境・均等部指導課内	フリーダイヤル 0120-939-009 (注1) * 大阪府外及び携帯電話、IP電話等からは 06-7660-0072	9:00~17:00(月・水~金) 9:00~18:00(火) (注2) (土・日・祝休日・ 年末年始は閉庁)
------------	--	---	--

各労働基準監督署内にも総合労働相談コーナーを併設(開設時間 9:00~17:00)

(注1) 大阪府外及び携帯電話、IP電話等からはご利用になれません。

(注2) 入館受付時間は17時45分までです。

● 外国人労働者相談コーナー

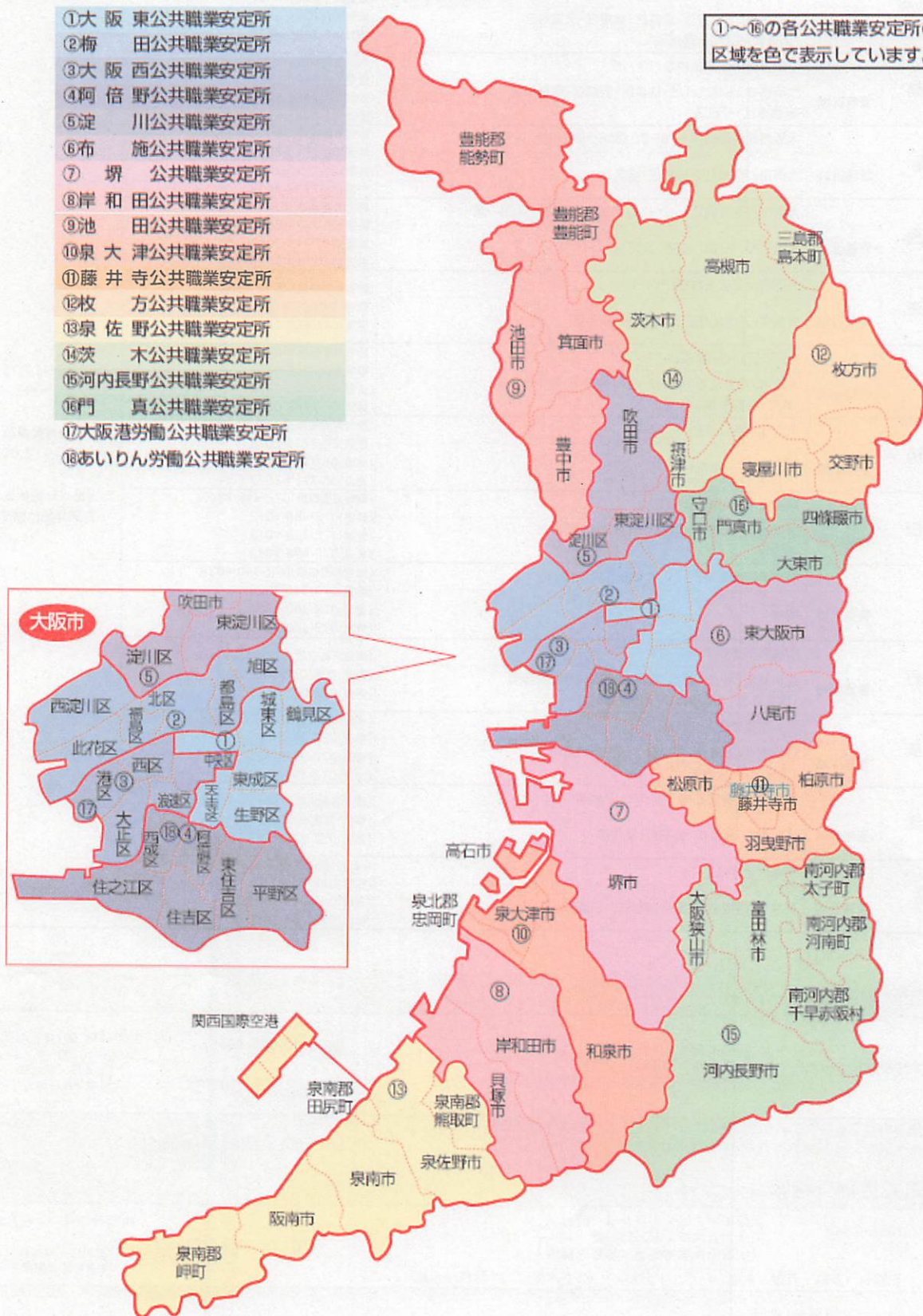
外国人労働者 相談コーナー	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館9階 大阪労働局労働基準部監督課内	(代表) 06-6949-6490	相談日の 9:30~17:00 (土・日・祝休日・ 年末年始は閉庁)
相談日(英語:月曜・水曜 ポルトガル語:水曜・木曜 中国語:水曜)			

※年末年始: 12月29日~1月3日

公共職業安定所（ハローワーク） の管轄及び位置図

- ①大阪 東公共職業安定所
- ②梅田 公共職業安定所
- ③大阪 西公共職業安定所
- ④阿倍 野公共職業安定所
- ⑤淀川 公共職業安定所
- ⑥布施 公共職業安定所
- ⑦堺 公共職業安定所
- ⑧岸和田 公共職業安定所
- ⑨池田 公共職業安定所
- ⑩泉大津 公共職業安定所
- ⑪藤井寺 公共職業安定所
- ⑫枚方 公共職業安定所
- ⑬泉佐野 公共職業安定所
- ⑭茨木 公共職業安定所
- ⑮河内長野 公共職業安定所
- ⑯門真 公共職業安定所
- ⑰大阪港労働 公共職業安定所
- ⑱あいりん労働 公共職業安定所

①～⑯の各公共職業安定所の管轄区域を色で表示しています。



公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関 所在地一覧

● 公共職業安定所(ハローワーク)

名称	所在地	電話番号	ご利用時間
大阪東	大阪市中央区農人橋2-1-36 ビップビル1~3階	06-6942-4771	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	大阪市のうち中央区(大阪西の管轄区域を除く)・東成区・天王寺区・城東区・鶴見区・生野区		
梅田	大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16階	06-6344-8609	8:30~19:00(月~金) 10:00~17:00(土・日・祝休日) (年末年始休み)
	大阪市のうち北区・都島区・旭区・此花区・福島区・西淀川区		
大阪西	大阪市港区南市岡1-2-34	06-6582-5271	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	ハローワークプラザ 難波求人コーナー	06-6214-9226	10:00~18:00(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市のうち西区・浪速区・港区・大正区・中央区のうち安堂寺町・上本町西・東平・上汐1~2丁目・中寺・松屋町・瓦屋町・高津・南船場・島之内・道頓堀・千日前・難波千日前・難波・日本橋・東心斎橋・心斎橋筋・西心斎橋・宗右衛門町・谷町6~9丁目	
阿倍野	大阪市阿倍野区文の里1-4-2	06-4399-6007	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	職業紹介コーナー (ルシアス庁舎)	06-6631-1675	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市のうち阿倍野区・西成区・住吉区・平野区・住之江区・東住吉区	
淀川	大阪市淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	大阪市のうち東淀川区・淀川区・吹田市	
布施	東大阪市長堂1-8-37 イオン布施駅前店4階	06-6782-4221	8:30~18:00(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	東大阪市・八尾市	
堺	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎1~3階	072-238-8301	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	職業紹介コーナー (堺東駅前庁舎)	072-340-0944	10:00~18:30(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	堺市	
岸和田	岸和田市作才町1264	072-431-5541	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	岸和田市・貝塚市	
池田	池田市栄本町12-9	072-751-2595	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	池田市・豊中市・箕面市・豊能郡	
泉大津	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪2階	0725-32-5181	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	泉大津市・和泉市・高石市・泉北郡	
藤井寺	藤井寺市岡2-10-18 DH藤井寺駅前ビル 3階	072-955-2570	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	柏原市・松原市・羽曳野市・藤井寺市	
枚方	枚方市岡本町7-1 ビオルネ・イオン枚方店6階	072-841-3363	8:30~18:00(月~金) 10:00~18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	枚方市・寝屋川市・交野市	
泉佐野	泉佐野市上町2-1-20	072-463-0565	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡	
茨木	茨木市東中条町1-12	072-623-2551	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	茨木市・高槻市・摂津市・三島郡	
河内長野	河内長野市昭栄町7-2	0721-53-3081	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	河内長野市・富田林市・大阪狭山市・南河内郡	
門真	門真市殿島町6-4 守口門真商工会館2階	06-6906-6831	8:30~17:15(月~金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
	管轄区域	守口市・大東市・門真市・四條畷市	
大阪港労働	大阪市港区築港1-12-18	06-6572-5191	
あいりん労働	大阪市西成区萩之茶屋1-3-44	06-6649-1491	

※ 平日17:15以降及び土曜日・日曜日・祝休日は、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取扱いとなります。
(雇用保険関係業務、職業訓練関係業務及び求人関係業務は取り扱っていません。)

※ 年末年始: 12月29日~1月3日

公共職業安定所(ハローワーク)・出先機関 所在地一覧

● 出先機関

名称	所在地	電話番号	ご利用時間
大阪新卒応援ハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9455	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
大阪わかものハローワーク	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル18階	06-7709-9470	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
大阪外国人雇用サービスセンター	大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階	06-7709-9465	10:00～18:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
大阪マザーズハローワーク	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-7653-1098	10:00～19:00(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
堺マザーズハローワーク	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59 高島屋堺店9階	072-340-0964	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
あべの・わかものハローワーク	大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアスオフィス棟10階	06-4396-7380	10:00～18:30(月～金) 10:00～18:00(土) (日・祝休日・年末年始休み)
ハローワークプラザ難波	大阪市中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4階	06-6214-9200	10:00～19:00(月～金) 10:00～18:00(土) 10:00～17:00(日・祝休日) (年末年始休み)
ハローワークプラザ泉北	堺市南区茶山台1-2-3(1階)	072-291-0606	9:00～17:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
ハローワークプラザ千里	豊中市新千里東町1-4-1 阪急千里中央ビル10階	06-6833-7811	10:00～18:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
高槻市地域職業相談室 (ワークサポートたかつき)	高槻市紺屋町1-2 クロスバル高槻(総合市民交流センター)5階	072-684-1112	10:00～18:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
八尾市地域職業相談室 (八尾市ワークサポートセンター)	八尾市光町2-60 西武パーキングビル1階	072-929-3400	10:00～18:00(月～土) (日・祝休日・年末年始休み)
大東市地域職業相談室 (ワークサポート大東)	大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階	072-874-8733	10:00～18:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)

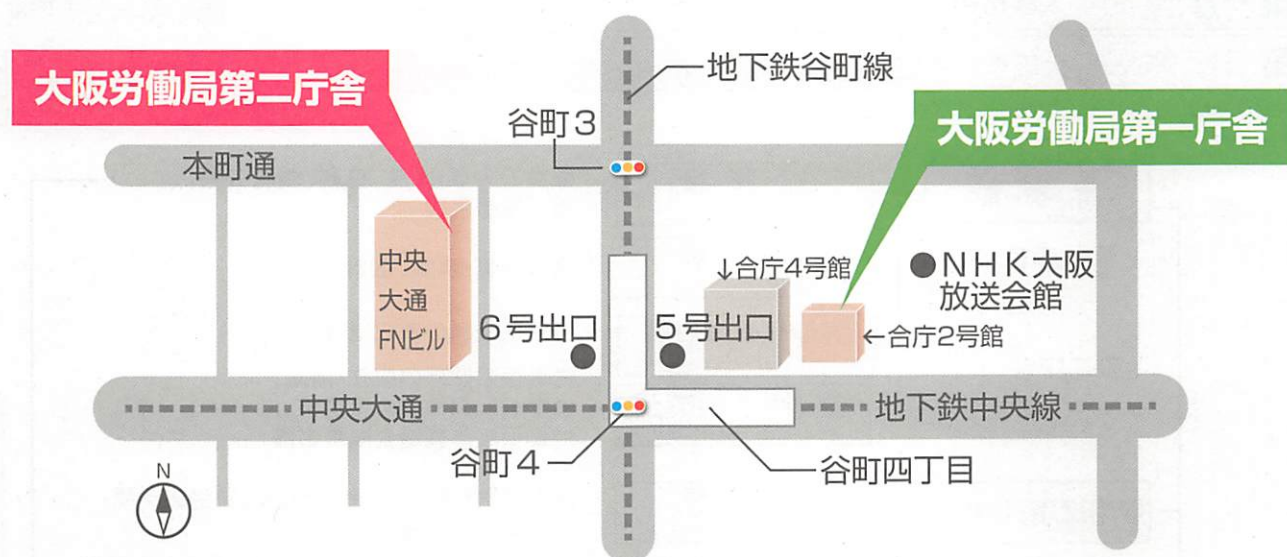
●以下の施設は、地方自治体と一体的に実施する職業紹介施設です。

OSAKAしごとフィールド 大阪東ハローワークコーナー	大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2階	06-7669-9571	10:00～18:30(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
しごと情報ひろば天下茶屋 阿倍野ハローワークコーナー	大阪市西成区岸里1-1-10	06-7655-5874	9:30～19:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
ハローワークin西淀川 しごと情報ひろば西淀川	大阪市西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所1階	06-7668-0150	9:00～17:30(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
しごと情報ひろば平野 阿倍野ハローワークコーナー	大阪市平野区背戸口3-8-19 平野区役所1階	06-7668-9180	9:00～17:30(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
さかいJOBステーション 堺ハローワークコーナー	堺市堺区中瓦町2-3-24 博愛ビル2階	072-340-2603	10:00～19:00(月～金) (求人受付は17:15まで) (土・日・祝休日・年末年始休み)
ねやがわシティステーション ハローワーク枚方 職業紹介コーナー	寝屋川市早子町16-11-101 京阪寝屋川市駅南口1階	072-391-6850	9:00～17:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)
アゼリア柏原 ハローワークコーナー (ハローワーク藤井寺 職業紹介コーナー)	柏原市上市1-2-2 アゼリア柏原6階	072-972-0082	9:00～17:00(月～金) (土・日・祝休日・年末年始休み)

※年末年始:12月29日～1月3日

※出先機関では、雇用保険関係業務は取り扱っておりません。

大阪労働局庁舎位置図



大阪労働局第一庁舎

〒540-8527

大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館 8～9F
(大阪府営地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 5号出口 徒歩1分)

総務部(総務課、会計課)、雇用環境・均等部、労働基準部

大阪労働局第二庁舎

〒540-0028

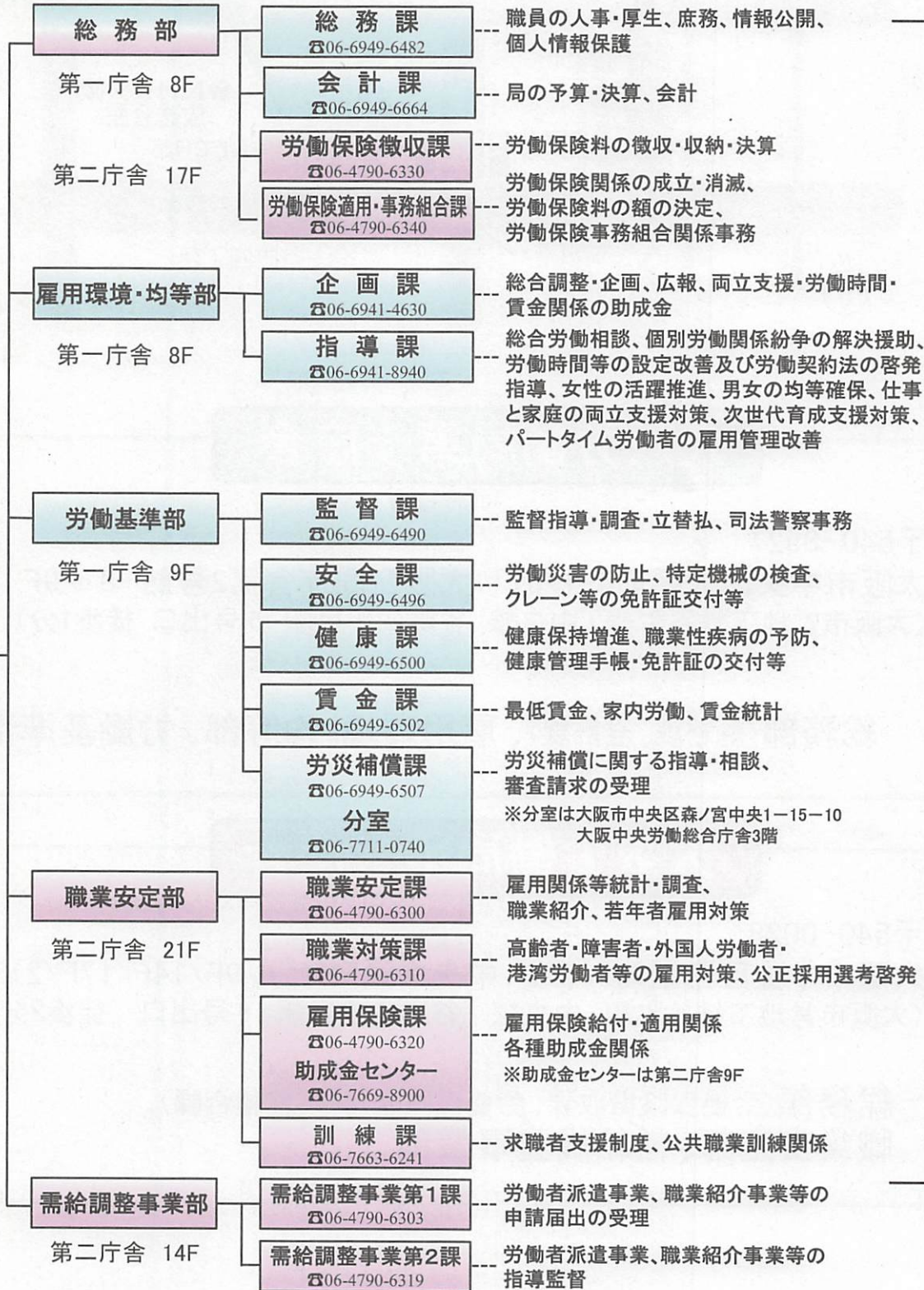
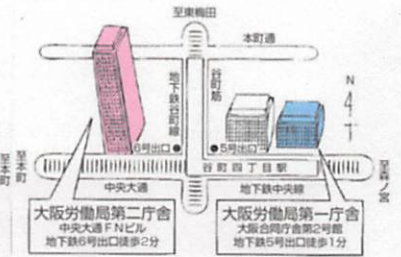
大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル 9F/14F/17F/21F
(大阪府営地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 6号出口 徒歩2分)

総務部(労働保険徴収課、労働保険適用・事務組合課)、
職業安定部、需給調整事業部

大阪労働局について

第一庁舎 … 大阪市中央区大手前4丁目1-67 大阪合同庁舎第2号館

第二庁舎 … 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル



労働基準監督署

公共職業安定所(ハローワーク)